

「世のため、人のため」の労働運動(ライフサポート)を見た

訪問先:フランス、ベルギー、イタリア

期間:2008年9月1日~11日



労働者福祉の取り組みについて熱っぽく説明する
イタリア労働総同盟(CGIL)のライフサポートセンター
(INCA)施設所長のピロ・ルフォ氏

目 次

1. 団長あいさつ	1
2. 第40次欧州視察のねらい	2
視察報告の概要	3
訪問先の選定について	6
訪問先一覧	7
日程	9
3. レポート	
I. フランス・レポート	11
<CGT-F0/ASSDICの報告>	
II. ベルギーレポートNo.1	19
<FGTBの訪問報告>	
ベルギーレポートNo.2	24
<ITUCの訪問報告>	
III. イタリアレポートNo.1	28
<CISLの訪問報告>	
イタリアレポートNo.2	33
<UILの訪問報告>	
イタリアレポートNo.3	36
<CGILの訪問報告>	
4. 資料	39

痛感した労働者福祉推進の 重要性



柴田 和男

岐阜県労福協会長
(連合岐阜会長)

私は今回で三度目の欧州労働者視察になるが、過去の視察団の内容と全く異なり斬新さを感じた。少子・高齢社会を迎え、いかに労働団体が対応していくかを学ぶ絶好の視察内容であったと思う。

視察では2つの課題が明らかになった。ひとつは連

合・労福協ともども今までの運動領域の中で余りにも労働者自主福祉に対する理解が不十分であったこと。2つ目は長年続いた政権政党の政策に労働者福祉に係わる部分が余りにも欠如していたことである。労働者自主福祉、ワンストップ・サービスを進める中でまず必要なのは政権政党に政策の転換を求めることであり、政権政党を代えることにある。

さて今回の目的は、わが国の福祉政策が一向に進展しない状況のなかで、労働団体をはじめとする各種団体が中心となって取り組むライフサポート事業を、今後いかに進めて行くか、またどのような課題があるかなどについて、ヨーロッパ諸国の取り組みの経過と、現状について検証することであった。さらに今地方労福協および地方連合会が中心となって設置を進めている労働者自主福祉運動の実践と、これからの展望に活かすことでもあった。

各国の実情の詳細については報告がなされているので、ここでは割愛するが、事前のアンケート調査による各国の現状把握はもちろん、訪問前に相手団体との意思の疎通を図ったこともあり、訪問先では大変温かく迎えられ、懇切ていねいな情報提供を受けることができた。

また現地での調査は、通訳が専門的な知識を持つ方ばかりであったため、限られた時間内に的確な翻訳により意義深い研修をすることができた。渡航以前に期待していた通りの多くの貴重な知識、直近の目新しい情報なども習得することができた。

元々海外の労働組合とわが国の企業内組合とは組織形態に根本的な違いがあり、その活動の領域において多くの差異がある。しかしことライフサポート事業に取り組んで来た実績は比較にならない程の格差がある。その所以はおそらくわが国に先んじて少子・高齢社会を迎えた彼らに先見の明があったからこそ今日の実績があったと思う。またその上に時代の変化を敏感に受け止めた国の政策の変化が加わった事もあったと思う。わが国がすでにまったなしの少子・高齢社会を迎えているにも関わらず一向に国の政策がこれに対応していない現状から、早急に関係団体による自主福祉運動を進める必要性を痛感した。

また今回の視察を契機に次年度以降も同様の欧州労働者視察団を派遣するのであれば、一層内容を充実させ、若手活動家に研鑽を積んでいただきたいと思う。

第40次欧州視察のねらい

1. はじめに

中央労福協は毎年、労働組合や事業団体、地方労福協から参加者を募って欧州労働者福祉の視察を行っています。40回目となる今年の視察の目的は、ヨーロッパにおける各国ナショナルセンター（NC・中央労働団体）が中心となって取り組むライフサポートの活動と課題（例えば事業の内容、運営にあたってのヒト・モノ・カネの手当をどうしているか、さらにはEUや政府、自治体からの業務委託の内容など）を学び、日本における労働者自主福祉運動の実践とこれからの展望に活かすことです。今回の視察はこうした「勤労者の暮らし支援」にしっかりと活かしていくために企画・実施しました。

現在中央労福協は、連合や労金協会、全労済と連携してライフサポート（ワンストップサービス）活動を全国的に取り組んでいます。ライフサポートとは「勤労者の暮らしを地域で支える」活動のことです。2008年10月までに28道府県でライフサポートセンターが開設されています。（巻末の資料をご参照ください）

2. 事前調査で訪問先を選定

訪問団は、9月1日から11日間、フランス・ベルギー・イタリアを訪ね、労働者福祉の考え方や取り組み、具体的事例（現場）などについて視察しました。

なお、訪問先の選定や調査内容については、事前に約1年間をかけて検討するとともに10カ国18ナショナルセンターへのアンケート調査結果に基づいて決めました。また、決定した訪問先の担



▲第1回事前研修会（7/29、連合本部）

当者とは、訪問目的、調査内容、日程等について事前打ち合わせを度々行い、さらに訪問団員についても2回の事前研修を行いました。

3. 手作りの報告

この報告集は、団員のみなさんが班ごとにまとめたもので、団員の手作り報告集です。写真もすべて団員の方々が撮影したもので、事務局撮影の写真は1枚もありません。また報告のまとめにあたっては4名の班長さんが、大奮闘してくださいました。中央労福協では、団員のみなさんの目線を大切に編集しました。



▲結団式の前に第2回事前研修会が行われた。
（挨拶は中央労福協高橋事務局長。8/31、
成田市内のホテル）

終わりに、視察先とのやりとりや翻訳でご尽力をいただいた藤本勝夫氏（元連合総合国際局長、初代連合ヨーロッパ所長）、各国ナショナルセンターとの連絡などにご協力をいただいた連合国際局の生澤千尋総合国際局長、勝又麻美子部長、大久保暁子部長（連合ヨーロッパ事務所長）にこの場をお借りして感謝申し上げます。

2008年10月



第40次欧州労働者福祉視察団・事務局長
林 道 寛（中央労福協事務局次長）

視察報告の概要

訪問団の視察内容を報告概要としてまとめました。詳しい報告内容は、本報告集の各国報告をご覧ください。

1. 視察のポイント

ヨーロッパでは、労働運動とは労働者福祉運動そのものであり、社会運動である。

現役の正規・非正規労働者はもちろんのこと年金生活者、失業者、障がい者、女性、移民・外国人労働者など企業や産業の外にいる人々も含めてライフサポートの対象とし、暮らしに関係する様々な社会保障制度を政府任せにせず、労働組合が責任を持って担っている点にある。しかもその取り組みは社会の仕組みそのものとなっている。例えば労働組合が政府に代わって失業手当や年金を受給者に支給したり、就職支援も行う。また税金などの申請手続きをサポートする、などである。まさに力強い労働運動がそこにあった。

2. テーマと訪問先

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 失業給付・就職のサポート | フランス (CGT-FO)、ベルギー (FGTB) |
| (2) 年金・税金などのサポート | イタリア (CGIL、CISL、UIL) |

3. 国別の取り組み内容

- (1) フランスCGT-FOの場合
＜失業保険制度にみるライフサポート活動のポイント＞

- ①経営者を社会的パートナーと位置づけ、労使で取り組むのが特徴。制度の規則や運営は労使協定で決められ、政府が法的に追認する仕組み。3年ごとに労使協定（産別と業界、ナショナルセンターと経営者団体）が結ばれる或いは改訂されるとその内容は労働組合の

有無にかかわらず全ての産業、企業、地域に拡張適用される（強制力をともなう）。その結果、FOの組織率は8～9%だが社会的影響力は大きい。

- ②労使同数で運営する失業保険事務所（ASSEDICという）が労使からの保険料の徴収と給付金の支払い、失業者の登録、求職者フォローアップを行う。フランス全土に設置されている。
- ③ASSEDICは、公的就職支援機関（ANPE）と連携して「個別求職計画」の実施や職業紹介など、求職者のサポートを行う。ANPEもまた全土に配置されている。
- ④低所得で支給期限が切れた労働者を対象に連帯手当を支給する「連帯制度」もポイントだ。現在70～80万人が給付を受けており、高齢者が多い。

- (2) ベルギーFGTBの場合

＜社会保障制度にみるライフサポート活動のポイント＞



▲FOとパリASSEDICは訪問団を歓迎して交流パーティを開いた。(9/3、パリASSEDIC本部)

- ① F G T B の組織率は70%。これを背景に労働組合が社会保障制度推進の強力な牽引力となっている。
- ② 社会保険料は、法律によって支払の義務が定められている。負担は「労・使」「使用者側のみ」「政府の支出（補助金）」の3つのケースがある。徴収は、社会保険庁が3カ月ごとに行う。
- ③ 制度が対象とするもの……年金、医療、疾病・障害、保証給与、児童手当、失業手当、年休、賃金レベルの支払、職業病など。
- ④ 負担率……使用者側は38.36%、労働者側……13.07%。社会保険制度の総コストは約900億ユーロ。



▲「労働組合が強いからサ」と運動に自信を示す F G T B アントワープ支部長・ディレック・シュコエテルス氏（9/5、アントワープ市）

<失業保険関係>

- ① 失業手当は、社会保険庁が失業者に直接支払うのではなく、労働組合などが委託（支払機関）を受けて行う。支払機関は4つ。その内3つは労働組合（F G T B、C S C、A C V）で残りは国の機関。委託の条件は組合員が5万人以上であること。労働大臣が認可する。
- ② F G T B の活動は、組合員を対象に失業者の登録やアドバイス、失業手当の手続きやサポート、関係する事務処理などのサービスを行う。
- ③ F G T B の地域組織は全国に16カ所あり、その下に支払事務所（県レベル）が多数ある。職員は800人。失業手当の支払いは銀行口座振込。
- ④ 失業手当の申請1名につき、事務手数料が社会保険庁から F G T B に支払われる。この費用を運営コスト（人件費・事務所費）に充てている。ただし、この費用は他の分野に使用できない。取り扱い件数は年間755,000件（全体の約40%）、手数料は約30億ユーロ。
- ⑤ 業務には専門性が必要なため、F G T B は職員の教育・訓練、再教育を毎月実施している。



◀ あわただしい日程の中で忙しく移動する訪問団員。（9/5、アントワープ市）

(3) イタリア (C I S L、U I L、C G I L) の場合

<イタリアの独特な「パトロナート」>

イタリア独特のライフサポート制度。国が法的に認知している。イタリアでは各種社会保障や税金などの申請手続きが法的・事務的な面で大変に煩雑なため、主に3つの労働組合 (C I S L、U I L、C G I L) とキリスト教団体 (A C R I) の計4つが国の委託を受けてこの申請手続き、相談活動などのサポート事業 (無料サービス) を行っている。ただし労働組合は運営に直接参加できないため個別に支援機構 (労福協のような組織) をつくり、活動している。この機構は事実上、各労働組合の福祉部門の役割を担っている。国の認定には①全ての人を対象とする②民主的組織運営③労働省への登録が必要となる。この機構の役割を一言で言えば、「公的機関と労働者 (国民) の間の銚 (かすがい)」といえる。

<年金受給者組合について>

イタリアのナショナルセンター3つの組織 (C I S L、U I L、C G I L) では積極的に退職者・年金受給者の組織化を行っている。

○以下はそのデータ

①組合員	C G I L	299 万人	組合員比率	55%
	C I S L	200 万人	同	50%
	U I L	57 万 4,000 人	同	25%
②組合費	年金からの天引き。受給額の 0.4%~1%、ただし C G I L は 0.5%。			
③徴収方法	年金公社によるチェックオフ。			
④形態	横断的組織。組合員は各 N C に直加盟。 (C G I L には産別の退職者組織はない)			
⑤連携	3つの組織の退職者組合は共に連携している。			

<失業者の組織化>

C G I L では、失業者の組織化 (組合員加入) を行っている。

- ①組合費 本人の希望額 (概ね 1 人 1 ユーロ)
- ②加盟形態 直加盟
(C G I L は 600 万人の全組合員に毎年組合員証を発行する)
- ③組合員数 17,720 名
- ④メリット 失業手当、各種社会保険などのサービス、争議支援など
- ⑤組合員への就職あっせんはしない。国の仕事。

4. 受け入れをいただいた組織

- フランス労働総同盟「労働者の力」(C G T - F O) ◎福祉部門 = ASSEDIC
- ベルギー労働総同盟 (F G T B) ◎アントワープ支部
- イタリア労働総同盟 (C G I L) ◎福祉部門 = INCA、CAAF
- イタリア労働組合連盟 (C I S L) ◎福祉部門 = INAS、CAAF
- イタリア労働連盟 (U I L) ◎福祉部門 = ITAL、CAF、UNIT、ADOC、ANCS
- 国際労働組合総連合 (I T U C)

訪問先の選定について

訪問先の選定に当たりヨーロッパ各国ナショナルセンター（NC）に対しライフサポート活動についてのアンケートを実施（07年12月～08年2月）。その中から3カ国を選定した。アンケートについては連合国際局、同ヨーロッパ事務所の協力で行った。

(1)対象国 10カ国

ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア、スイス、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、フィンランド、スウェーデン

(2)ナショナルセンター 18組織

ドイツ労働総同盟（DGB）、スウェーデン全国労働組合連名（LO）、スウェーデン俸給従業員中央労働組合連名（TCO）、フィンランド労働組合中央組織（SAK）、フィンランド俸給従業員同盟（STTK）、デンマーク労働総同盟（LO）、デンマーク公務員・俸給従業員連名（FTF）、ノルウェー労働総同盟（LO）、ベルギー労働総同盟（FGTB）、ベルギー・キリスト教労組連盟（CSC）、フランス民主連盟（CFDT）、フランス労働総同盟（CGT）、フランス労働総同盟「労働者の力」（CGT-FO）、スイス労働総同盟（SGB）、イタリア労働総同盟（CGIL）、イタリア労働組合連名（CISL）、イタリア労働同盟（UIL）、オーストリア労働総同盟（OGB）

(3)回答あり 10カ国、15組織

DGB（ドイツ）、STTK・SAK（フィンランド）、LO・FTF（デンマーク）、LO（ノルウェー）、LO（スウェーデン）、FGTB・CSC（ベルギー）、FO・CGT（フランス）、SGB（スイス）、UIL・CISL（イタリア）、OGB（オーストリア）

(4)選考理由

- ①ライフサポート活動を取り組んでいるNCは9組織。
- ②回答のあった9組織のアンケート調査の結果、その多くではライフサポート活動が労働組合本来の運動として取り組まれていることがわかった。
- ③従って理由第1としてアンケート調査結果から外郭団体を持ち、ライフサポート活動を行っている組織と国、理由第2としてアンケートに積極的な回答を寄せた組織を優先した。
- ④また、フランス、イタリアは地域組織が主体的・自立的であり、地域組織が産別組織とともにナショナルセンターを形成しており、地域運動の視点からも、ライフサポート活動を視察することとした。
- ⑤さらに日程、移動等の関係から訪問国数を3カ国とした。

(5)選考結果（以下の3カ国・5NCを決定）

フランス（CGT-FO）、イタリア（CGIL、CISL、UIL）、ベルギー（FGTB）
○イタリア労働総同盟（CGIL）は「回答なし」だったが、ライフサポートに取り組んでいることがわかり、且つ訪問団を受け入れるとの返事だったので訪問先とした。

訪 問 先 一 覧

【フランス】

CGT-FO

日 時 : 9月3日(水)09:30~12:30
場 所 : フランス総同盟-労働者の力(CGT-FO)本部
住 所 : 141 Avenue du Maine
F-75680 Paris Cedex 14
説 明 : Mr. Stephane Lardy (ステファン・ラーディー。雇用・訓練・失業担当局長)
Mr. Jean-Marc Biliquez (ジャン・マルク・ビルケ。社会的保護担当局長)
担 当 者 : Mr. Jens Tinga (ジャン・ティンガ。国際担当次長) 住所:CGT-FO
電 話 : 33-140 52 83 39(上記担当者)

ASSEDIC(労使で運営する失業保険事務所)

日 時 : 9月3日(水) 15:00-17:00
説 明 : アルノール・ジェティエ氏(Unedic国際担当)
ジャン・ポール・サパス氏(パリ市Assedic副所長)
オリビエ・デュザミ氏(パリ12区Assedic所長)
場 所 : パリ市Assedic

【ベルギー】

FGTB-ABVV アントワープ支部

日 時 : 9月5日(金)10:00~12:00
担 当 者 : Mr. Thierry De Coster (ティエリ・デ・コスター。FGTB 国際担当)
説 明 : Mr. GieDek-Elver (ギイテック・エルバー。FGTB-ABVV 副会長、失業対策担当)
Mr. Dirk-Schoeters (ディレック・シュコエテルス。FGTB アントワープ支部長)
場 所 : アントワープ支部事務所

ITUC 本部

日 時 : 9月4日(木) 15:00-17:00
説 明 : Mr. ティム・ヌーナン氏(ITUC キャンペーン局長)
Mr. スニル・プラサッド氏 (ITUC アジア太平洋担当オフィサー)
Ms. クリスティン・ブロム (国民運動担当)
場 所 : ITUC本部
住 所 : International Trade Union Confederation (ITUC)
International Trade Union House
Bd. du Roi Albert II, 5
B-1210 Bruxlles
電 話 : 32-22240211

【イタリア】

CISL-INAS(ライフサポートセンター)

日 時 : 9月8日(月)10:30~12:00
説 明 : Mr. Gianluca Lodetti(ギアナルカ・ロデッティ。INAS 国際局担当)
Mr. Sante Marzotto (サンテ・マルゾット。INAS 副会長)
その他(6名)

CISL 本部

日 時 : 9月8日(月) 16:00-
説 明 : Mr. Maurizio Benetti(マリッチオ・ベネッティ。CISL 労働研究所)
Mr. Elio Corrente(エリオ・コレンテ。CISL 社会保険担当)
場 所 : CISL本部
住 所 : Via Po 21
I-00198 Rome
電 話 : 39-06-84731

UIL-ITAL(ライフサポートセンター)

日 時 : 9月9日(火)09:30-12:30
説 明 : Ms. Nirvana Nisi(ニルバナ・ニシ。UIL 欧州政策・社会政策担当全国執行委員)
Mr. Carmelo Barbagallo(カルメロ・バルバガロ。UIL 機構・組織担当全国執行委員)
Mr. Giampiero Bonifazi(ギャンピエロ・ボンニファッチ。ITAL 会長)
Mr. Cinzia Del Rio(チンチア・デル・リオ。UIL 国際局担当)
Mr. Gilberto De Santis(ギルベルト・サントス・CAF 会長)
その他(各担当者)
場 所 : ITAL 本部
住 所 : Via Po,162-Rome

CGIL-INCA(ライフサポートセンター)

日 時 : 9月9日(火)15:00-
説 明 : Mr. Pietro Ruffalo(ピエトロ・ルフアーロ。施設所長)
Mr. Leopoldo Tartaglia(レオポルト・タルタリア。CGIL 国際局長)
その他
場 所 : INCA本部
住 所 : CGIL System of Services
Via di 4 Fontane 109
Rome

日 程

	月日	都市名	時間	交通機関	摘 要
1	9月01日 (月)	成田空港第1 発 パ リ 着	12:00 17:30	AF275 バ ス	エールフランス航空にて空路パリへ、 着後ホテルへ、 (パリ 泊)
2	9月02日 (火)	パ リ		バ ス	午前:CGT-FO本部訪問打合せ 午後:市内視察 (パリ 泊)
3	9月03日 (水)	パ リ		バ ス	午前:CGT-FO本部でレクチャー 午後:地域支部訪問 (パリ 泊)
4	9月04日 (木)	パ リ ブリュッセル	午 前 午 後	バ ス	バスにてブリュッセルへ 午後:ITUC訪問・レク (ブリュッセル 泊)
5	9月05日 (金)	ブリュッセル		バ ス	FGTB(ベルギー労働総同盟)訪問・レク 午後:地域支部訪問 (ブリュッセル 泊)
6	9月06日 (土)	ブリュッセル 発 ロ ー マ 着	13:35 15:55	SN3181	サベナ航空にてローマへ移動 視察打合せ (ローマ 泊)
7	9月07日 (日)	ロ ー マ			終日:ローマ市内見学 サンピエトロ寺院・コロッセオ・トレヴィの泉 スペイン広場・パンテオン等 (ローマ 泊)
8	9月08日 (月)	ロ ー マ		バ ス	午前:CISL本部訪問 午後:傘下組織訪問 (ローマ 泊)
9	9月09日 (火)	ロ ー マ		バ ス	午前:ITAL本部訪問 午後:CGIL本部訪問 (ローマ 泊)
10	9月10日 (水)	ロ ー マ パ リ パ リ	07:20 09:30 11:50	AF2305 AF272	エールフランス航空にてパリ乗継帰国 (機中 泊)
11	9月11日 (木)	成田空港第1 着	06:55		成田空港第1ターミナル到着

REPORT



▲ 視察第1日目。緊張してレクチャーを受ける訪問団。(9/3、パリ市)



車窓から見るルーブル博物館と
セーヌ河 (9/2、パリ市) ▶

1. フランス・レポート



▲EU旗とフランス三色旗がはためく凱旋門

< CGT-FO/ASSDIC の報告 >

担当班	A班	
班長	野口純子	
写真	綿 征一	青木正照
記録	内田三四郎	金子尚由
録音	青木正照	野口純子
通訳	伊藤宏美	

(敬称略)



▲A班（後列左から金子、綿、柴田団長、内田、前列左から野口、青木。ローマ市スペイン広場にて。9/7）

～労使で取り組む失業保険制度～

訪問先①

CGT-FO（フランス労働総同盟「労働者の力」）本部

○日 時 9月3日（水）9:30～12:30

○説 明 ステファン・ラルディ氏（副事務局長。教育訓練・雇用・失業保険担当）
ジャン・マルク・ビルケ氏（社会保障担当局長）
ジャン・ティンガ氏（国際担当次長）

第40次労働者福祉欧州視察団の最初の訪問国はフランス・パリ。歴史と文化の違いを街の景観から感じ取ることができる。建物の内装は変えられても外装は当時のまま。そのため馬車の通行が可能な道路は道幅も狭く、自動車が主流となった現代では駐車場が絶対的に不足しているため路上駐車が際立ち、通行には極めて困難性を深める状況にある。

パリで訪問したのは、フランスに5つあるナショナルセンターのひとつ、フランス労働総同盟「労働者の力」（CGT-FO）と労使で運営している失業保険事務所（ASSEDIC）である。最初の訪問地でもあったことから視察団一行の緊張感の高まりがあちこちに垣間見えた。

9月3日、午前9時30分、小雨が降る中CGT-FO本部玄関にジャン・ティンガ国際担当次長が出迎えてくれた。フランスの9月は新年度にあたり関係する部署は多忙を極め、また会議施設等もすべて使用中とのこと。そのため近くのホテルにおいて、ステファン・ラーディー雇用・訓練・失業担当副事務局長およびジャン・マルク・ビルケ社会保障担当局長からレクチャーを受けることとなった。

午後からはリヨン駅の近くにあるASSEDICに会場を移しアルノー・ジュチェ氏からのレクチャーを含め現地視察を行った。

1. 増える非正規労働者・ワーキングプア

まずCGT-FOについて簡単に紹介したい。フランスの労働運動の発生は19世紀前半。1884年、労働組合が合法化され、1895年にCGT（フランス労働総同盟）が結成された。1947年頃、戦後復興のマーシャルプランをめぐってCGTが分裂。政党からの独立を主張してCGT-FOが結成された。フランスの労働組合組織率は歴史的に低く、約9～10%。「フランスの労



▲年金改革反対の抗議スローガン「年金：40歳、それで十分だ！」（CGT-FO本部に入る訪問団員。9/3.パリ市）

＜政府は公的年金の財源確保を目的に年金満額受給に必要な拠出期間を現行の40年から41年に延長する方針＞

働運動は組合員を増やすことを目的にしてこなかった。だからといってフランスで労働組合の影響力が低くはない」とステファン・ラルディ副事務局長は強調した。

FOは加盟組織30産別、15,000組合、組合員数80万人、公共サービス・保険、公務員、郵便・通信などで構成されている。

フランスの民間労働者は約1,800万人。うち正規社員が85%を占めている。ILOの定義による失業率は労働人口の7.5%、約200万人となっている。

次に無期限の労働契約だがフルタイムでない

労働者が無期限契約者の約15%。また有期契約者や季節労働者が労働人口の15%となっており、この10年間で6ポイント増加している。日本同様、非正規雇用者が増加している。

失業率は10%から7.5%に低下しているが、人口動態（戦後ベビーブーム世代の減少）の要因がある。また、仕事はしているが最低限の生活ができる給与をもらえないワーキングプア（400万人～500万人）も増えている。



▲ CGT-F0 本部 1F ロビーでジャン・ティンガ国際担当次長（中央）より F0 の概要説明を受ける。

2. フランスの「失業保険制度」

フランスの失業保険制度は、労使双方の同数の代表で構成する組織（ASSEDIC、UNEDIC）により運営されている。失業保険制度において F O は 1958 年の UNEDIC 設立に積極的な役割を果たし、1990 年まで会長を務めた。この組織は労使が社会的パートナーとして「労使協同で運営する制度」が重要なポイントで、保険料率や手当額を決めるのも労使協議によっている。結ばれた協定の期限は3年で、その内容はフランスの全ての民間企業に適用される。

○失業者・求職者への制度は2つある。

①失業手当の給付・・・UNEDIC/ASSEDICが行っている。

②職業あっせん・・・ANPE（労働省管轄の公的機関）が行っている。パリ市内20区のうち、18区に設置されている。

○求職者は以前、失業保険はASSEDICに、求職はANPEにそれぞれ登録していたが、同じことで2度の登録は面倒であり、1990年に1回の

手続きで2つの登録ができるようにした。

3. 失業保険制度とサルコジ「改革」

サルコジ大統領就任後、失業保険制度の「改革」がすすめられようとしている。この改悪により1958年から続いている失業保険制度が終わりになろうとしている。

～「改革」の内容とF Oの態度～

① ASSEDIC と ANPE を合併し、政労使3者の代表により運営する。（08年2月13日法律成立）

② F O は反対。理由は、将来失業保険の黒字が見込まれ、政府は財政赤字補填にこの黒字をあてにしている。また三者による運営によって結局、政府が牛耳ることになる。さらに、この合併で労使交渉がうまくいかない恐れがある。事実、現在の失業保険制度を支えている労使協定の期限が、08年12月31日に切れるため、今から労使交渉を行う必要があるが、経営側が改訂に応じていない（08年9月現在）。労使交渉が成立しなければ、国の介入を許すことになる。



▲ステファン・ラルーディー雇用・訓練・失業対策局長らと、失業保険制度、雇用対策等について意見交換（CGT-F0本部近くのホテルにて）

4. 「妥当な就職オファーに関する法律」

の問題点（政府が決めた仕事を拒否できない制度。08年7月成立）

求職者は、職業紹介された場合、「妥当なもの」は拒否できないことになった。この制度の問題点は、パートや季節労働者が労働条件の悪い仕事を押しつけられたり、非正規の仕事が強要

される。また自宅から遠い等々、条件の悪い仕事でも拒否できないなど、厳しい条件に追い込まれる。特に建築・土木関係やホテルなどのサービス業、外食産業の労働者約130万人、季節労働者（約80万人）、短期契約労働者、家政婦や介護サービスに従事している労働者が深刻となる。

5. 不安定雇用労働者への2つの対策

- ①団体交渉による労働条件と賃金改善失業保険の資格を満たさない短期雇用だった人にも、家賃を払えるだけの手当を支給。全産業に適用される団体協約（08年1月12日成立）
- ②パートタイム労働者に対する職業訓練の機会の提供正規社員に比べパートは職業訓練の機会が十分の一しかなかった。

6. 自治体で働く民間労働者への対策

公共セクター、自治体などがUNEDICと協約を結んで失業保険制度を適用する。

7. 「連帯制度」について

失業保険給付期間が終わっても就職できず、かつ所得が低い労働者を救済する制度である。約70万人が対象で高齢者が多い。所得基準にもとづき給付されるが、単身者の場合では月平均440ユーロである。

なお、フランスの失業保険制度の詳細は、FOから送られてきたデータ（資料編）をご参照ください。

<質問と応答>

Q. 失業手当はいくらぐらいもらえるのか？

A. 支払われた保険料により算定されることになるが、(管理職でない)一般の人の場合で平均月1,000ユーロ程度になる。管理職だった場合はもっと高い。

Q. 失業保険制度に関する労使交渉はどこで行うのか？

A. 経営者側は3つの団体①MEDEF(最大の団体)、②CGPME(中小企業の団体)、③UPA(商店・自営業者の団体)の代表。労働者側は5つのセンターの代表。

Q. 公務員労働者の取扱いはどうなっているのか？

A. 基本的に公務員は雇用が保障されており、失業はない。が、一部に公務員の資格のない人がおり、この人たちに対しては国、公共機関がUNEDICと協議して民間と同様にしている。

Q. 職業訓練の具体的な活動は？

A. 職業訓練制度も労使で管理している。集められた資金をどう使うかも労使で管理している。基本は「州」(22州)が管轄しているが、初期の職業訓練は国が管轄している。国の管理、州の管理、県の管理合わせて約270億ユーロ

が使われている。

Q. 国が行っている職業訓練教育はあるのか？また「ニート」や母子家庭の人への国からの支援はあるのか？

A. FOとしては「職業あっせんにはきちんとした経済政策が必要だ」と主張している。職業あっせんについては国がやればいいのか、民間がやった方がいいのかとの議論もあり、一部民間でも行ったが、十分な効果がみられなかった。政府としてもすべての求職者の面倒をみることはできない。公共の職業あっせんをきちんとやらなければならない。



▲昼食を楽しむ訪問団員(9/2, パリ市)



▲エッフル塔を望む（左から3人目が団員の金子さん。9/4）

訪問先② ASSEDIC（ASSEDIC DE PARIS）

○日 時 9月3日（水）15:00～16:20

○説 明 アルノール・ジェティエ氏（UNEDICの国際部担当）
ジャン・ポール・サパス氏（パリ市ASSEDIC副所長）

○場 所 パリ市のASSEDIC会議室、同ライフサポートセンター

1. 年間20万人が登録し、12万人が再就職 （ジャン・ポール・サパス氏）

パリASSEDICはパリ市20区が管轄で、求職者受入センターが20カ所ある。

職員数は560人で、求職者の受付や登録、失業手当の給付等の業務を行っている。年間20万人の求職者（失業手当支給者）が登録し、12万人が再就職している。求職者個人の登録された情報はデータ化されており、ASSEDICでもANPEでも求職者はそのファイルにアクセスし、求職支援を受けるために利用することができる。

現在、UNEDIC、ASSEDICとANPEの統合がすすめ

られており、失業手当給付・再就職支援の制度も新しい形に変わろうとしている。

2. 失業保険制度について （アルノール・ジェティエ氏）

失業保険制度の中身は、経営者側の団体と労働組合のナショナルセンターとが締結した協約により決定されている。失業保険事務所も労使により管理・運営されている。また締結された協約はすべての民間企業に適用されることが大きな特徴である。

失業手当給付の業務は全国のASSEDICが行って



▲失業保険制度についての説明するUNEDIC国際部担当のアルノール・ジュティエ氏（9/3、パリ市ASSEDIC事務所会議室にて）

いる。それを統括しているのがUNEDICである。現在の制度は1958年につくられ、今年で50周年になる。

これまで雇用と失業などの状況の変化に対して労使が協議して弾力的に対応し、制度を改定してきた。収支についても経済状況を見て均衡がとれるよう協議している。2003年には累積赤字が190億ユーロに達するなど厳しい状況の時もあったが、2008年には収支のバランスがとれた。制度上のいろいろなルールづくりも労使で協議し、決定している。

フランスの人口は6,200万人。取り扱われる失業保険料は300億ユーロになる。失業保険制度に関わる職員数（UNEDIC/ASSEDIC）は15,000人。

ANPEが行う再就職支援の予算は15億ユーロ。これも失業保険制度からでている。保険料率は6.4%。うち使用者が4%、労働者が2.4%を支払っているが、ヨーロッパでは平均的なところだ。給付期間はそれまでの失業保険加入期間により決まる。

過去22ヵ月以内に182日間（6ヵ月）加入した場合、7ヵ月分が支給される。また20ヵ月以内に12ヵ月加入したら12ヵ月分が支給される。26ヵ月以内に16ヵ月加入した場合は、23ヵ月支給される。さらに50歳以上で失業の場合は、過去36ヵ月間に27ヵ月以上加入していれば最長36ヵ月支給（以前の協約では60ヵ月だった）される。

失業者に対する政策としては積極的な政策と消極的・受動的な政策がある。失業手当給付は消極策にあたり、給付額は年間300億ユーロにのぼる。一方、積極的な政策としては職業訓練や求職者の

スキル向上、雇用する企業への援助、求職者の異動・引越し援助など求職支援活動があげられる。なお、職業あっせん紹介を行うANPEとASSEDICが合併することとなった。

積極策の中では最近、以下の2つの課題に取り組んでいる。

①企業がどのような人材を求めているかについての調査。

○調査の結果、職業訓練が企業のニーズに合っているかどうか点検でき、ニーズに合わせた形で職業訓練をすることができる。その結果、再就職率が高まる。

②求職者のプロフィールを分析し、より相応しい職業を紹介する。

○どんなタイプの人が雇用から遠ざかっているか、またはそのリスクが高いかわかる。ある程度の成果はでているが、不十分。UNEDICが調査してもANPEによる雇用につながらない。非効率で改革が必要。



▲パリ市ASSEDIC事務所前（9/3午後）

<ASSEDIC、ANPE合併後の組織について以下の説明がされた>

ASSEDICとANPEの合併後の組織は①全国（全国的な戦略を決める）、②州、③県、④ローカル（窓口で直接求職者と接する）の4つのレベルになる。合併によるサービス向上の目標の一つとして『ワンストップサービス』がある。求職者の手続きが簡単になる、求職者のプロフィールと職業紹介を効果的に結びつけることができる、求職にかかわるサービスを統合できる、などの効果がある。

いま全国に、ASSEDIC の求職に関する拠点は700カ所、ANPE は800カ所ある。これまで求職者は失業手当給付のためにASSEDICに行って手続きし、職業紹介のためにANPEに行って同じような内容でまた手続きしていたが、今後はこれが簡素化され、1カ所で済むようになる。



▲相談者はパソコンを自由に使える。

また、求職にかかわるインターネットサービスや電話対応サービスも統合される。再就職支援活動を効率的にするため、①短期間で再就職が可能な人、②長期失業のリスクが高い人、の2つのコースを設ける。②の人については外部機関を利用した再就職あっせんも行うこととなる。



▲カウンセリングルーム前で求職者との面接について説明する担当者



▲所長の話聞き入る団員



◀女性二人の相談に乗る担当者

※4枚の写真はいずれもパリ市。ASSEDIC 事務所 (9/3午後)

<質問と応答>

Q. 求職者が実際に就職できる率はどのくらいか？

A. 企業と連携した場合の再就職率は80%くらいで通常の約2倍になる。通常の場合の再就職率は40%程度である。求人市場全体におけるANPEのシェアは平均20%くらい。EU諸国の中では高い方である。残り80%は公的機関の職業紹介を受けずに就職している。ANPEによる就職をもっと増やすこととジョブマッチングが目標である。

Q. このような改善に企業側の理解は得られているのか？

A. 企業にも知られているとは思いますが、十分とは

いえない。『求人需要調査』は企業も評価している。全体的な満足度調査をしても、その結果と個別企業の満足度は一致していないこともある。

Q. 学校を卒業したが就職したくてもできない場合、失業保険の対象になるのか？対象にならない場合は他の機関が救済できるのか？

A. 若い人に対して一度も働いたことがないのに失業給付をするのは良くない、という考え方があり、フランスにはそういう制度はない。生活保護は25歳になれば受けられる。また、自己都合退職した場合は対象にならない。非自発的な失業が対象である。

訪問先③ ASSEDIC DE PARISの施設・「LES SERVICES ASSEDIC A DISTANCE」

○日 時 9月3日(水) 16:40～17:20

○説 明 オリビエ・デュザミス氏(12区ASSEDIC 所長・写真右)

○場 所 パリ市バーシィ地域

(パリ12区)のASSEDIC(ライフサポートセンター)



きめ細かく行われる就職サポート

この区域(パリ12区)の住民数は135,000人。12区の住民は、ブルーカラーが少なく、ほとんどホワイトカラー。求職登録者8,000人、うち5,000人が失業給付を受けている。

失業給付は月平均1,233ユーロ(約153,000円)。職員は20名。所長1人、副所長1人、技術補佐1人、のこりはカウンセラー。職員は様々なスキルを持っている。ここには求職者が企業へ無料でかけられる電話やインターネットを無料で使えるパソコンがある。求職者が求職の登録をした場合、5日以内に相談を受けなければならない。日時が決まったら、個室でカウンセラーと1～1.5時間面接し、失業給付を受けられるか等を点検、次にANPEにより職業あっせんやどういふ職業訓練・教育が必要かなどのアドバイスを受ける。またより専門的な(別の個所の)Anpeに回ってもらうこともある。求職者ひとり一人について本人の能力・経歴・希望等にもとづく再就職支援計画がつけられ、職業訓練・職業あっせんが行われる。求職者本人も積極的に求職活動を行うことが求めら

れる。

求職者の各個人の情報はデータベースとなって各機関で共有化されており、ASSEDICでもANPEでもそのファイルにアクセスし、それを求職支援のために利用することができる。業務の内容はさまざま、職員もフレキシブルに対応できる能力が必要だ。業務の1/3～2/3は求職者からの電話での問い合わせに答えるものだ。サービスのほとんどは電話、インターネットにより対応している。

<質問と応答>

Q. カウンセラーになるためには何か資格が必要なのか？

A. 資格はない。カウンセラーの職員は通常の民間企業と同じレベルで採用し、2年間かけて養成している。



▲フランス失業保険制度の説明に真剣に聞き入る団員(9/3,パリ市ASSEDIC事務所会議室にて)

II. ベルギーレポート No. 1

(ブリュッセル市庁舎)



<FGTBの訪問報告>

担当班	B班
班長	青柳久子
写真	作佐部征一
記録	小林正純 渡部裕之
	岡部剛久
録音	青柳久子
通訳	宮崎典子

(敬称略)



▲B班（後列左から作佐部、金子、岡部、前列左から渡部、青柳、柴田。スペイン広場にて）

～高い組織率が支える社会保障制度～

訪問先①

F G T B (ベルギー労働総同盟。A V B Bはオランダ語)

○日 時 9月5日(金) 10:00～12:00

○説 明 ギデック・エルバー氏 (F G T B副会長、失業対策担当)

○場 所 F G T Bアントワープ支部会議室

1. 団結してより良い福祉社会の実現を求める

F G T Bは100年以上の歴史があり、ベルギー国民1,000万人中140万人の民間、官公庁等の労働者を組織しているナショナルセンターであり、労働者や移民、社会保険対象外の方、年金生活者、退職者、貧困層を代表でもある。ベルギーの労働組合組織率は約70%。

同一産業で要求していく7つの業種別組織(産別組織)と3つの地域組織(オランダ語圏のフランドル地方、フランス語圏のワロン地方、首都圏のブラッセル地方)があり、地域組織として17支部がある。産別組織の内訳は、ブルーカラーの5業種である全国一般、金属労組、繊維・被服・ダイヤモンド(ベルギーは世界のダイヤモンド研磨産業を持つ)、運輸・一般労組、食品労連とホワイトカラー労働組合連合、それに公務員組織となっている。

F G T Bの使命は、連帯して社会正義を連帯して求めていくことであり、労使協議と交渉により解決するが、どうしても交渉がまとまらない場合は闘争をする。要は労働者は「団結すれば強くなる」と言うことだ。

活動としては、各種調査、教育・訓練活動、情

報提供(F G T BはTV・ラジオ番組をもっている)、機関誌の発行、専門委員会活動(女性・学生アルバイト・青年・移民者・失業者年金生活者・早期退職者等)があり、NGO団体も組織している。

ベルギーでは季節労働者や企業の業績不振の為の一時休業等、いろいろな形の失業がある。F G T Bでは失業者への支援として、①失業手当(地域レベルの機関を通じて)の支給、②就職支援、③労働組合権擁護に関する部署があり、労働者や失業者が無料で相談できる。F G T Bはこうした活動を通じ、団結してより良い福祉社会を求めている。

2. F G T Bが支える社会保障制度

(1) 連帯がベース

社会保険料は、労働により資金が出される。法律によって労働者と使用者の両方に支払い義務がある。加えて、政府からの資金援助がある。業種別に特別な社会保険制度もあり、保険料を支払うことでその業種に特定の権利ができる。社会保険料の払われ方も業種によっては使用者のみの負担や労使で負担するものがある。労働者が払う場合は給与天引きとなる(賃金のレベルによって負担料が変わる)。失業保険の場合は一定期間働く必要がある。すなわち社会保険は「連帯がベース」となっている。

社会保険料の支払は、社会保険庁(国の機関)に3ヶ月毎に支払う。公平・平等・連帯を基礎とする「率」で計算し、労働者は給料の13.07%、使用者側は労働者に支払う給料の38.36%を支払う。給料額が高いほど社会保険料の負担額が大きくなるシステムで第2次世界大戦後からの継続運用である。社会保険庁にはベルギー全体の保険料900億



▲F G T Bアントワープ支部の掲示板 (9/5)



▲労働者福祉について説明するFGTB副会長のギデック・エルバー氏（9/5、支部会議室にて）

ユーロが集まってくる。

社会保険料の申請は、委託機関（給付金を支払う機関）を通じて行う。委託機関は全部で4つある。内訳は労働組合（条件は組合員5万人以上）が3つ（社会党系、キリスト教系、自由党系）と国の機関が1つ。労働者は失業手当等の給付を受ける場合、労組に申請することとなる。従って、委託機関であるFGTBでは失業者に対して、労働保険庁が指定するサービスだけでなく、義務と権利について情報を与え、失業保険手当の支給に必要な手続きをし、申請書の書き方を指導し、労働保険庁に提出して保険金の給付を行う。

（2）年間30億ユーロがFGTBに支払われる

FGTBは、年間で75万5,000枚（重複有）の申請書類を扱うなど年間470万件（国全体の40%）の各種社会保険申請の手続きを行っている。給付は、社会保険庁から1ヶ月1回前渡し金を受け取り、労働者に支払っている。この取り組みに対し国からは1年間に約30億ユーロがFGTBに支払われる。

社会保険料の資金は労働者から集めた掛け金であり、社会保険庁は保険料申請を詳細に管理している。もし、書類に不備・不正がある場合はその責任をFGTBがとらなければならない。FGTBは、処理件数に応じて社会保険庁から事務手数料を受け取る事ができ、そのお金でFGTBの失業保険支払関連の人件費（全職員800人）と事務費の全てを賄っている。ただしこの費用は他の分野に使用することはできない。そのため政府は定期的に厳しく調査・管理をしている。

（3）FGTBの失業保険機関

FGTBの失業保険金支払機関は全国に16ヶ所あり、その下に地域組織がある。地域により形態は様々で常設型から訪問型までであるが、労働者や失業者により近い場所に設立しているのが特徴だ。また関係する法規が非常に複雑な為、FGTBでは、支払機関で働く職員に対して毎月講座を開く等、定期的に教育を行っている。

保険の支払いは、解雇のみが対象となる。自己都合退職は対象とはならない（※理由によっては対象となるが証拠が必要となり給付までに時間を要する）。失業期間・世帯構成等により手当の金額が決まる。給付を受ける場合、すべての労働者は求職活動をすることが不可欠となっている。その場合、FGTBでは就職支援を行う。

＜質問と回答＞

Q. 使用者側は、この手当についてどういう考えをもっているのか？

A. 負担料が高いと考えているが、法律で規制されている。

Q. 政権交代で制度が骨抜きになる可能性があるのか？

A. 制度は残る。長い歴史もある。簡単に崩されない。

Q. 実務等の改善要求は、FGTBが政府・政党に要求するのか？

A. 労働保険庁の「審議会」に要求案を提出できるが、最終的には労働大臣が政権内の機関等で政治的な判断をすることとなる。

Q. 就職斡旋等求職者に対する取組み。スキル、スタッフ、手当は？

A. 休職・教育・訓練活動法をやっている。失業関連とは別の仕事なので、他の部局の職員が担当している。（失業関連以外の仕事の為）

Q. 申請して給付までの期間は最短でどれくらいか？

A. 1ヶ月。働いている期間が25歳以下では最低1年必要。

Q. 保険料が払えない場合があるのか。その場合はどうなるのか？

A. ベルギーではそういうケースがない。パート労働者や低所得者も社会保険料を支払う義務がある。但し、学生アルバイトは保険料を払わなくてもいいが、当然ながら失業手当はもらえない。26歳以下の卒業生で仕事が見つからない場合、9ヶ月までは失業保険が出るが額は低い。

Q. 日本のいわゆる労働金庫とか全労済のような組織はあるのか。

A. いろいろな医療保険制度等保険制度はある。日本は会社や労働組合がやっているが、ベルギーは政党グループがやっている。



◀ 就職サポートを呼び掛ける FGTB の教宣物

～要は、労働組合が強いということだ～

訪問先②

F G T B ・ アントワープ支部

○日 時 9月5日(金) 14:00～15:30

○説 明 ディレック・シュコエテルス氏 (FGTBアントワープ支部長、写真左下)

○場 所 アントワープ支部ライフサポートセンター



1. 支部の2つの役割

アントワープ支部には、2つの役割がある。ひとつは労働組合としての役割であり、もうひとつは失業保険の給付申請や支払い手続きをおこなう役割である。

失業保険サービスでは、できるだけ失業者に近い場所に対応するために支部以外にも25ヶ所の事務所がある(窓口が1～2しかないものも含めて)。

具体的な活動としては、F G T Bの組合員に対し、年間約40万件の失業手当の申請・支給を行っている。1日あたり400～500名の方が相談にくる。

2. 教育・訓練で活動家づくり

労組活動では企業内支部の支援として職場代議員への教育訓練を行っている。これは年間6回（1回5日間）実施し、1年間で300～400名を教育している。またF G T Bは各労組への経済情報等の提供も行っている。企業には労使協議会の場で労組側に情報提供する義務があり、こうした経済情報の提供は、支部の職場代議員が企業の情報に対して意見を述べる場合に役立っている。

3. 様々な活動に取り組む

労使紛争とか不当解雇撤回などの裁判に伴う法律相談は無料で提供している。また労働災害などでの社会保険の情報提供も行っている。弁護士費用は地域組織により若干違っているがアントワープでは無料で行っている。

就職支援の活動としては、教育訓練、仕事への動機付け、履歴書に添付する面接時提出文書の作成方法など初期研修も行っている。また、最近は転職が多いので転職先職種のカウンセリングも始めている。

この他アントワープ支部では、環境問題をはじめ企業のアウトソーシング化、パート対策、さらには保険制度維持など社会的問題に対して職場代議員とともに労組活動として取り組んでいる。

支部の組合費は1ヶ月12～13ユーロ、日本での1,500円程度の感覚である。ベルギーでは、労

使協議のなかで労働側の発言力が強い。だから産別によっては、組合費を企業に還元させている組合もある。もちろんそれは労使協定によってである。

<質問と回答>

Q. F G T Bの組合員以外の給付などの手続きはどうなっているのか？

A. 手続きはしない。組合に加入すればいいことだ。どこの組合にも入っていない人達には連帯意識に問題がある。

Q. 組合費（1,500円）の還元（現金）とはどういうことか。

A. 「組合費は組合員に戻す」という労使協定が多く存在しているため、組合員が組合に一旦組合費を支払うものの事業主がその金額相当分を組合員に「労働組合費手当」という形で給付金として支給する。労組に入ることがプラスとなるような仕組みとなっている。（よくそんな事ができるな。信じられない・・・との声に）要は、労働組合が強いということだ（と胸を張った）。

Q. 労福協働紛争とか不当解雇撤回の裁判に伴う法律相談について。

A. 労働裁判所では弁護士でなくても経験をもつ法律専門家が弁護できる。また社会保険・労済などの情報提供も行っている。複雑な訴訟などは弁護士が対応する。費用は地域組織により違うが、アントワープでは全て無料である。



ブリュッセルの市内にて (9/5)

II. ベルギーレポート No. 2



▲ ITUC本部の正面玄関に入る訪問団員（9/4、ブリュッセル市）

<ITUCの訪問報告>

担当班	B班
班長	青柳久子
写真	作佐部征一
記録	小林正純 渡部裕之
	岡部剛久
録音	青柳久子
通訳	宮崎典子

（敬称略）



▲ B班（後列左から作佐部、金子、岡部、前列左から渡部、青柳、柴田。スペイン広場にて）

～世界中の働く仲間 1億6,800万人が加盟～

訪問先①

ITUC（国際労働組合連合）

○日時：2008年9月4日（木） 15:00～16:30

○説明：ティム・ヌーナン氏（ITUC キャンペーン局長）

スニル・プラサット氏（アジア太平洋担当オフィサー）

クリスティーニ・ブロム氏（キャンペーン担当オフィサー）

○場所：ITUC 本部会議室

1. ITUC は団結の砦

（ティム・ヌーナン局長）

ITUCは2006年11月に結成された。現在155か国、311組織、1億6,800万人が加盟している。ITUCの使命は、労働者の組織権や団結権を守ることが基本である。労働組合に関わるあらゆる問題をグローバルレベルで取り組んでいる。また労働市場の柔軟化、つまり非正規雇用の問題への対応、さらにコロンビア、ジンバブ等では労働組合活動をしたことだけで1日2人の活動家が殺されている。こうしたことへの対応もやっている。

おもな活動としては、第1にグローバル経済への適正な規制、労働市場の柔軟化（非正規雇用）の問題への取り組みがあり、労働者の権利保護（ディーセントワーク）、児童労働・強制労働・奴隷労働の禁止、女性・人種差別反対運動などへの取り組みがある。第2には平和と紛争の問題だ。

紛争国では相互の国で労働者の権利が最優先さ

れるべきである。ロシアとグルジアの労働組合役員でさえ主張も違い感情が高まっている。労働組合体制を崩さない為にITUCでは「緊急救援基金」を設置した。さらに日本のように豊かな国でさえ少子高齢化、非正規雇用等の問題があり、支援を求めている労働者が多くいる。貧しい国ではもっと必要である。労働組合の活動は孤立していない。ビックファミリーの一部である。世界の貧困を無くす為のアクションをキャンペーンしている。

核廃絶へのITUCのイニシアティブを

（視察団からの意見）

2005年の核兵器不拡散条約(NPT)は残念ながら不成功だった。2010年のNPTはぜひ成功させて核兵器廃絶を実現させなければならない。ITUCのイニシアティブを期待する。また、北朝鮮の核兵器、人件問題（拉致事件）の解決を求めている。「反貧困」のキャンペーンは労福協を中心に全国的に展開している。ITUCが10月に呼びかけた「反貧困世界同時キャンペーン」の取り組みに連帯し、日本では10月19日に大規模な集会を準備している。

2. 連合の支援に感謝

（スニル・プラサット氏）

ITUCアジア・太平洋地域（AP）とITUC本部との活動や調整を仕事としている。アジア・太平洋地域の運営に関し、連合の支援に感謝する。日本では首相が立て続けに替わったが、力強く進化した民主主義をもっている。他国を見る



▲左からクリスティーニさん、プラサット氏、ヌーナン局長（9/3、ITUC 本部会議室にて）

とバングラデシュでは過去2年間、労働運動が全然できない状況になっており、またタイでも非常事態宣言が出され、労働組合権も制限されている。さらに南アジアでは、パキスタンに見られるように、もう一度、核兵器の競争が始まろうとしている。

ITUC側と団員とで活発な意見交換が行われた。



3. 今こそ世界中で行動を！ (クリスティーニさん)

①ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）について

貧しい国の労働者にとって、ディーセント・ワークは持続可能な経済を進める為に一番重要な問題だ。もちろん貧しい国への投資は、ポジティブな面もある。賃金上がる、適正賃金により収入増が内需を拡大する。そのためにはILO条約の遵守と国内法の遵守が重要だ。

世界銀行やIMFなどの国際機関、各国政府等にとって貧困から抜け出して労働者の生活水準を上げるといふことだけでこの問題を捉えることは簡単であるが、ディーセント・ワークの実現という点においては、非常に対応が難しい。例えば、インフォーマルセクターで働いていて、社会保険やその他の給付金などを享受できない労働者の売り買いの問題、移民労働者の問題、あるいは男女の賃金格差の問題が歴然とある。

2006年のITUC結成大会では、労働組合は団結力と連帯をもって様々な問題に向かっていると、10月7日をワールド・デイ、ディーセント・ワークの「世界の日」として設定することを決めた。ここでは①労働権、②連帯、③貧困と不平等にストップをかける、という3つのテーマが取り上げられ、それぞれの国がいろんなイベントを展開することになっている。

ディーセント・ワークについては、連合として10月9日に47都道府県でキャンペーン活動するということを聞いている。ディーセント・ワークの実現をはかるために各国は、国内事情等に応じ、それぞれに達成可能な目標を立てることが重要だと思う。

②プレイフェア・キャンペーンについて

オリンピック開催で莫大な資金が、国際オリンピック委員会と現地の委員会に入る。問題はその資金の集め方である。主な資金源は、スポンサー契約やTV放映権それにロゴグッズ販売等である。ITUCでは、中でも帽子やTシャツなどロゴグッズの製造に関し、貧しい国の人たちの権利や労働がないがしろにされていることを問題にしている。

1年前にプレイフェア・キャンペーンの担当者が中国の4つの工場を視察したが、長時間労働（1ヶ月260時間）、低賃金、劣悪な生活環境（1部屋16～18人、1ベッド2～3人）、強制労働、児童労働、辞めると最後の月給が出ないため辞めることもできないなどの問題があることがわかった。さらに本人への給与明細と税務署へ提出する公式明細との額が違うなどの実態が判明した。IOCはグッズの納入業者に対し、労働条件の要求ができるのにしていない。IOCは多額な収入を得る為に労働者を抑圧している。

2003年のアテネオリンピックの1年前にこのキャンペーンを開始したが、報道機関からかなりの注目を集め大きな成果をあげた。しかしIOCは全く姿勢をかえるような意思も態度も示していない。ITUCでは、これからもこのキャンペーンを継続させたい。

<質問と回答>

Q. 中国のそういう実態を見せられたときのマスコミの取扱いはいか？

A. 中国本土の報道機関はほとんど報道しなかった。中国では依然として表現の自由がない。しかし香港ではかなり報道され、中国の労働組合の活動家たちが活用していると聞いている。

とくに香港の船員組合がかなりこの問題について積極的な活動を展開している。北京オリンピック開催まえに中国政府から圧力をうけたらしい。プレイフェアのウェブサイトは中国ではブロックされている。

点をもてるようになっている。中国の労組は、政府指導の下、活動している為、自主的な政策を持っていない。しかし、ここ数年中国各地でいろいろなストライキを行うなど団結権・交渉権等労働者の権利についても話ができるような感触をもてるようになった。

Q. 2003年の時の世界的なマスコミ対応と今回のマスコミ対応の差は？

A. 中国本土の報道機関はほとんど報道しなかった。オリンピック開催国に選ばれたことで人権が前面にでた。対応は変わらない。I O Cは、民主主義の組織ではない。

Q. どこの国で開催されても同じことか？

A. バンクーバー（カナダ）では納入業者に対して、労働条件について協定を結ぶというように聞いている。

Q. 中国総工会は何も問題にしていないのか？

A. 中国総工会はこれまで国際的な活動までできていなかった。I T U Cとも繋がりはなかった、非公式の会合を持つなど、少しずつ接



▲ディーセントワークで世界行動を呼びかけるITUCのキャンペーン

<データ>

1. 結成：2006年11月、国際自由労連（ICFTU）、国際労連（WCL）など8つの組織で結成。結成大会は、オーストリアのウィーンで開催された。
2. 組織：世界155の国・地域の311組織。1億6,800万人の労働者が加盟（2007年12月現在）。実質的な意味で国際労働運動を唯一代表する組織。
3. 課題：グローバル化を変革し、働く者に役立つ運動づくり。具体的な課題は、中核的労働基準の適用の実現、人権・労働組合権の確保、多国籍企業問題対策、労働災害防止、児童労働撲滅、HIV／エイズ対策、貧困撲滅など。
4. 地域組織：①2007年9月アジア太平洋地域組織 ITUC-Asia Pacific (AP)
②同年11月にアフリカ地域組織 ITUC-Africa、
③2008年3月に米州地域組織TUCA(Trade Union

- Confederation of the Americas) が結成された。
- ③ ICFTU は、ヨーロッパに地域組織を持たなかったが、ITUCには、その完全な地域組織とはいえないものの、ETUC（欧州労連）と共同でPERC（汎欧州地域評議会：Pan-European Regional Council）が2007年3月に設立された。
5. 役員：初代会長は、シャラン・バロウ前ICFTU会長、書記長は、ガイ・ライダー前ICFTU書記長、会長代行には、ドイツDGB（旧ICFTU系）のミハエル・ゾンマー会長とベルギーGSC（旧WCL系）のルック・コートベック会長が選出された。
6. 連合とのかかわり：ITUCの役員には、高木会長と岡本副会長が執行委員に就任している。また、高木剛会長は運営委員会委員も務めている。

Ⅲ. イタリアレポート No. 1



▲西暦 80 年につくられたコロッセウム（ローマ市内、9/7）

<CISLの訪問報告>

担当班	C班	
班 長	山本祥子	
写 真	田島 旬	山田和彦
記 録	小松 茂	吉田幸雄
録 音	山本祥子	
通 訳	宮下紀枝子	

(敬称略)



▲C班（後列左から小松、田島、山田、前列左から吉田、柴田、山本。スペイン広場にて）

～身近なところで活動する労働組合～

訪問先①

イタリア労働組合連名（C I S L）本部訪問

日 時：9月8日(月)16:00～18:00

説 明：マリッチオ・ベネッティオ氏（福祉担当、特に年金・社会保険関係）

エリオ・コレティオ氏（年金関係担当）

場 所：C I S L本部会議室

訪問先②

I N A S（C I S Lのライフサポートセンター）

日 時：9月8日(月)10:20～12:30

説 明：ジャル・カルディッティ氏（I N A S国際部長）

サンテ・マツソット氏（I N A S副会長）

バレシア・ピッキオ氏（福祉副部長）、他に事務局4名

場 所：I N A S本部会議室

1. 外郭組織を通じてサービスを提供

C I S Lのライフサポート活動は、外郭団体（独立した組織。日本での労福協のような組織）が行なっている。外郭団体には、I N A SやC A A Fの他、消費者を助ける組織、旅行斡旋組織、家賃契約の援助など住宅支援組織、ワーカーズコープ、研修活動、労働相談、発展途上国などへの支援組織などがある。資金面は、その団体の性格によって国からの委託などを受ける独立採算の組織とC I S Lが資金援助をする組織とがある。なお、組合員からの意見等については、地方組織を通じて反映するようになっている。



▲イタリア労働組合連名(C I S L)本部
(9/8、ローマ市内)



▲ I N A S本部に入る団員 (9/8、ローマ市内)

(1) I N A S（年金、失業・貧困支援）

I N A Sは、パトロナート（注）のもとに1949年にC I S Lが設立したライフサポートセンター（福祉サポート組織）であり、事業体である。

イタリアでは年金などの社会保険や税金の申請手続きが煩雑であり、多くの国民がそのサポートを必要としていることが背景にある。このためI N A Sは、制度や権利についての相談活動や申請手続きなどのサポートを行っている。これは、C G I LやU I Lの活動も同じだ。



▲労働者福祉について説明する INAS の役員
 (左からジャル・カルディッティ国際部長、サンテ・マツソット副会長、バレシア・ピッキオ福祉副部長。9/8、INAS 本部、ローマ市内)

労働組合が作った組織ということは、労働者を基盤にしなからすべての市民をサポートしていくことが目的で、役割は法で認知されている。これをパトロナートと呼んでいる。この活動は働く者を保護し支援することで労働者の権利を守ることになる、世界で唯一の仕組みといえる。

C I S L が組合員のみを対象とするのに対し、I N A S はすべての人をサポートの対象としなければならない。事業内容も法律で決められている。

I N A S の組織はイタリア国内に 800 支部あり、公的機関のない地方や離島にまで支部がある。まさに地域に根ざして公的機関の補完をしている。スタッフは 1,200 名。医師が 350 名。海外に 90 支部・150 名のスタッフを有している。

具体的には、すべての人（イタリア人・イタリアに住む外国人・外国に住むイタリア人）に対して無料で年金や失業給付等各種申請手続きの書類作成、情報提供、相談活動などを行なっている。ただし給付は行っていない。

I N A S には年間 450 万件の申請があり、100 万件の書類作成補助を行なっている。利用者の 50% が C I S L の組合員、50% が非組合員となっている。特徴的なことは、非組合員へのサービスによって年間 14 万人が C I S L の組合員として新たに加入しており、組織の拡大につながっていることである。

I N A S の運営資金は、申請件数に応じた政府からの手数料で賄われている。昨年、I N A S には約 1 億ドルが政府から支払われた。法に



▲ INAS の各担当者もレクチャーに参加

より運営資金は社会保険からの拠出のみとなっていたが、2002 年より国や地方の契約代行等を委託することで国や地方から資金をもらえるようになった。I N A S の具体的活動は以下の通り。

①年金受給への対応

各支部を結ぶネットがあり、それぞれ公的社会保険機関にアクセスでき、組合員の年金の内容(支払額・受給額)、条件確認など個人情報取得でき、申請書類の作成(要本人からの委任状)。僻地であってもパソコン 1 台持参すれば専門家でなくとも対応可能。年金基金(組合での労働協約や民間の保険会社による。1995 年導入)の情報の提供活動

②失業への支援

失業手当の申請(条件確認や書類作成補助)。就業支援はなし。ちなみに失業手当は解雇の場合に 6～10ヶ月分を支給。なお、職業斡旋は国の仕事であるが、近年労働組合や企業組が仲介(斡旋)可能となった。



▲ INAS の福祉活動を紹介するリーフレット



▲福祉活動はCISLが責任を持っていると語るマリッチオ・ベネッティオ氏。左はエリオ・コレティオ年金担当。9/8、CISL本部、ローマ市内)

③貧困者への支援

年金収入が年間5,000ユーロに達しない老人や障がい年金関係のための書類作成など

④労働災害の際の援助

労働災害や病気等にあった人や家族の年金受給支援

⑤移民への支援

近年は移民の受入が増加。外国人の滞在許可証の申請・更新の援助。

⑥高齢者への支援

直接介護は行なわず、高齢により必要になった身体障害者の書類作成支援や地方のサービス(介護：地方サービス)を受けられるよう仲介

⑦社会的安全等に関する法律相談

弁護士費用は、各種係争の場合所得の高い人は有料(約150～200ユーロ)、低い人は無料。

(注)パトロナート(全国ライフサポート制度)

- ・法律により定められている。
- ・年金などの社会保険制度や申請手続きが煩雑なため行政の代行的なものとして作られた。
- ・パトロナートには30の支援機関があり、CGIL、CISL、UILの労組関係とキリスト教関係の4組織で全体の70%を占めている。第1位はCGILでINASは第2位。
- ・全パトロナート組織の運営資金は、政府からの手数料。労働者の社会保険掛金(給与の9%)

の0.226%(約6億ドル相当)が各団体の申請書類件数に応じて資金分配されている。なお、企業負担分(24%)からは資金はでていない。自営業者は全額自己負担であり、労働者と同様0.226%が、原資に回っている。

・経営側(イタリア産業総連盟)は参加していない。

(2) CAAF(税金サポート活動)

15年前に設立された税金サポート組織で、税務申告(年1回の申告義務)の相談・支援、申告書の作成などの活動を行い、申告書類はインターネットで財務省への提出している。また、社会保障の給付の支払先などの確認も行なうなど国の代行事務も行なっている。同様の組織は、労組以外では職人組合や商業者組合などにもある。この制度は誰でも利用できるが、組合員には無料、非組合員には有料となっている。昨年のCAAFの利用者は200万人で、内120～130万人が現役組合員、残りが年金生活者などとなっている。CAAFの運営費は、政府から支払われる1申告あたり20ユーロの委託料を収入としている。

2. 失業対策について

就職支援は企画の段階だ。失業率の地域差(国の平均:6～7%、地域格差大2～3%～20～25%)や職種差が大きく、雇用の不安定化が進んでいるので対策が難しく、根本解決には3%以上の経済発展が必要と考えている。



▲レクチャー終了後も続いた意見交換(バレスア・ピッキオ福祉副部長と話す林事務局長。9/8、INAS本部)

3. 政策要求について

CISL、CGIL、UILの3つのナショナルセンターが共同で①年金システム・失業手当の改正など福祉の改正、②給与生活者の減税対策、③契約モデルの改正に取り組んでいる。契約モデルというのは1993年に全国協約が結ばれ、国レベルと企業レベルの協約がある。全国協約によりインフレ率に従い給与が上がることになっているが、現実と政府発表のインフレ率との間に差があるので、実質インフレ率を反映するよう要求している。また、企業内協約が半分程度の企業にしかない状態なので、企業内協約があれば税金優遇などをするよう労働組合と産業界（経団連）が政府に要求している。

4. イタリア年金者組合について

年金者組合員は、退職前に加盟している現役組合から年金者組合加入し、そのまま組合員になっていることも多い。イタリアの全年金者組合員は約500万人（CISL 200万人、CGIL 200万人、UIL 100万人）。CISL、CG

IL、UILの組織人員の約半分は年金者組合員。組合費は年金受給額の0.4～1.0%で、年金受給開始時に委任状を提出し、年金公社で天引きされる。天引きされた組合費は中央組織に渡り、地方組織に配布される仕組みになっている。ちなみに現役組合員の組合費は企業が天引きし、企業から地方組織、中央組織へと組合費が流れている。徴収は、年金公社や企業との協定によるもので手数料はかからない。

年金組合は、国とは年金額の交渉、地方行政とは家族や税金関係（イタリアでは地方サービス）に関わる交渉を行なっている。他に保険や医療機関（健康診断や介護関係）との提携などを行なっている。また、INASやCAAFも書類申告などのサポートを行なっている。

年金組合への加入のきっかけは、年金手続きが煩雑なため、INASの援助を受けてということが多い。一方で年金者組合は現役への将来に対する意識を高めることも行なっている。

CGILやCISLのどの組合に所属するかは宗教やイデオロギーの違い、また地域による優位性などによるが、組合員へのサービスの違いも大きく影響している。



▲ CISL 本部前でベネッティオ氏、コレティオ氏と一緒に記念撮影（9/8）

Ⅲ. イタリアレポート No. 2



ローマは路上駐車が多く、また歴史市街地でもあり、車乗入れ規制の為ため近年バイクが急増中。

<UILの訪問報告>

担当班	D班
班 長	小林喜美子
写 真	藤井 敏紀
記 録	前田 厚彦
録 音	関山 順
通 訳	宮下紀枝子

(敬称略)



▲D班（後列左から藤井、関山、前列左から小林、柴田、前田。スペイン広場にて。）

～市民に開かれた労働組合～

訪問先②

イタリア労働連盟（U I L）－I T A L（ライフサポートセンター）本部訪問

日 時：9月9日（火）9:30～12:30

説 明：ニルバナ・ニシさん（U I L 欧州政策・社会政策担当全国執行委員）

カルメロ・バルバガロ氏（U I L 機構・組織担当全国執行委員）

ギャンピエロ・ボニファッチ氏（I T A L 会長）

チンチア・デル・リオさん（U I L 国際局担当）

ギルベルト・サントス氏（C A F 会長）

エルビンラ・ユッカ氏（A D O C 会長）

その他（各担当者10名参加）

場 所：I T A L 本部（U I L のライフサポートセンター）会議室

1. 地域社会でのライフサポート活動

U I L は1950年に社会党系の活動家がC G I L（イタリア労働総同盟）から離れて結成した組織。法律で定められたライフサポート制度（パトロナート）の一環として、「I T A L（年金・医療福祉サービス組織）」「C A F（税金申請サポート組織）」「U N I T（住宅生協）」「A D O C（全国消費者連合）」などの組織を設立し、国の委託を受けて事業を行っている。組合員は現役労働者や年金生活者など約206万人。18産別、21地域組織。

U I L は一般市民へのサービスを軸として地域社会のライフサポートとして「市民の労働組合」と定義し、組合員サービスだけでなく、社会のすべてをサポートすることを目的としている。また近年、イタリアにおける労働者人口の中で移民労働者の占める比重が大きくなることから移民のためのサービスや組織化も行っている。

2. 具体的な取り組み

（1）I T A L

（年金・医療福祉サービス組織）

1952年に設立。国内に700支部、海外6カ国に事務所を持ち、年金受給者や退職者へ年金に関するサービスを行う。サービスの内容は、年金申請手続きや健康保険（医療関係）、労災被害者の申請手続きの支援、海外からの移民への滞



▲U I L－I T A L のキャンペーン用リーフレット

在許可証の申請支援など。

年金掛金は給料総額の26%で、労働者1/3、使用者2/3の割合で、天引きにより年金公社へ支払う。支援機構の運営資金は、掛金の0.226%と申請実績による手数料が国から支払われる。

（2）年金者組合

年金生活者は職種の枠を越えて年金者組合を組織しており、55～60歳くらいの年金生活者が中心となって活動している。組合員は約574,000



▲U I L の各ライフサポートセンターの会長さん
(9/9、I T A L 本国会議室)

人。組合費は年金受給額から0.5～1.0%（社会年金、勤労者年金により率が異なる）の割合で、天引きされる。

（3）C A F（税金申請サポート組織）

1993年に設立。イタリアの税金制度は毎年のように変わり複雑なため、確定申告などの手続きが非常に困難。税理士など専門家は手数料が高く、申請書類の間違いは、個人の罰金の対象となるため、労働者や年金生活者、自営業者、一般市民などは低料金のCAFのような施設を利用する。すべての市民を対象にしている。

サービスの内容は、申請書類の記載内容をチェックし提出することや、税金の天引きの手続きなど。

組合員の優位性を示すため、非組合員の手数料は組合員の3倍。非組合員が利用することにより、加入を呼びかけ、組合員拡大につなげて

いく。

（4）A D O C（消費者の保護、支援）

1988年に設立。労働者を労働の場所以外でも守っていくために創られ、すべての市民に開かれている。1998年、国（経済発展省）が消費者連合を法律で承認したため、アドックも登録。

73,000人が加盟（参加費5ユーロ）し、1,500人のボランティアで、全国209支部で活動している。

主な活動は、①消費者の援助…窓口相談、情報提供、訴訟支援、②消費者政策…消費者の権利に関するキャンペーン、法改正要求など。

消費者連合の代表も国の会議に出席し、消費者を守る法改正の実績もある。2002年のユーロ導入に伴う便乗値上げで、不買運動にも取り組み成果を上げた。現在、サービスの質の基準づくりのために、サービス憲章作成や、ヨーロッパ10連合の消費者ネットワークづくりを進めている。

（5）A N C S（共済・互助活動）

1982年設立。憲法45条に社会協同組合（最低9名）の結成が明記されており、団結、助け合い、共済互助の活動を行う。主な活動は、①老人、子ども、障害者の援助、②生活困難者（前歴者も含む）の社会復帰支援、就職支援など。

以前は税制面で優遇があったが、2年前に法改正でなくなった。政府は協同組合の発展を望んでいない。



▲U I L と訪問団との熱心なやり取りで時間はあっという間にすぎた。(9/9、I T A L 本国会議室)

Ⅲ. イタリアレポート No. 3



▲カトリックの総本山、サンピエトロ寺院（9/7、ローマ・バチカン）

<CGILの訪問報告>

担当班	D班
班 長	小林喜美子
写 真	藤井 敏紀
記 録	前田 厚彦
録 音	関山 順
通 訊	宮下紀枝子

（敬称略）



▲D班（後列左から藤井、関山、前列左から小林、柴田、前田。スペイン広場にて。）

～年金生活者や失業者を強力に組織化～

訪問先③

イタリア労働総同盟（CGIL）－INCA（ライフサポートセンター）本部訪問

日時：9月9日（火）15：00～16：30

説明：ピエトロ・ルフアーロ氏（INCA施設所長）

レオポルド・ラルタリア氏（CGIL国際局長）

その他（5名）

場所：INCA本部

1. 組織人員の55%が年金生活者

CGILは1947年に結成。現在は政治的には中立。法律で定められたライフサポート制度（パトロナート）の一環として、「INCA（労働者福祉組織）」「CAAF（税金サポート組織）」「ベルランソ（労働相談）」などの組織を設立し、国の委託を受けて事業を行っている。

組合員は現役労働者や失業者、年金生活者など約560万人。その内299万人が年金生活者、17,000人が失業者で、各企業労組や産別、地方組織通してCGILに直加盟する。13の産業別組合と20地域組織、120支部からなる。CGILは年1回、組合員全員（600万人）に組合員証を発行している。CGILはINCAを通じて、組合員だけでなく自営業者や農林水産業者、一般市民などすべての国民に無料で福祉サービスを提供している。また、海外からの移民のためのサービスも提供している。年金受給者の20%の手続きを支援しており、取扱件数は第1位。

（昨年実績 INCA 120万件 CAAF 500万件 労働関係係争 47万件）

2. 具体的取組み

（1）INCA（年金関係の支援活動）

年金関係の支援活動と労災、職業病、障がい、産休、失業時の社会保障などの労働者救援活動、外国人労働者の滞在許可証の申請等の手続き・相談などの支援活動を行っている。ただし給付申請を行う人の書類作成と提出などの支援を行う組織であり、給付機関ではない。国の行う業務を無料で代行している。組織の運営資金は、掛金の0.226%と申請件数や給付件数に応じて国（労働

社会年金省）から手数料が支給される。

年金掛金は、給料総額の9%を労働者（1/3）、18.29%を使用者（2/3）が支払う。率が決まっているので、納めた額も分かり、年金支給時の額も分かる。掛金は、年金だけでなく、失業手当、産休などの社会保障の資金にもまわされる。

国の年金公社が保管しているそれぞれ個人の年金データを直接見ることができるので、間違いを見ついたり、間違いを防いだりすることもできる。個人の権利を守る役割を果たしている。

こうした組織を通さずに、直接年金事務所へ申請する人もある。公務員は自動的に書類が公社へ行き年金が支給される。



▲CGILのライフサポートセンターは17世紀末の歴史ある建物の中にあつた(9/9、ローマ市内)

(2) C A A F (税金サポート組織)

確定申告など税金申請手続きの支援。申請書類(730様式)が複雑。有料だが組合員は低額。

(3) S P I (年金者組合)

S P Iは年金生活者299万人を組織しており、CGILの組合員の半数以上を占める。年金生活者組合を組織しているのはイタリアの組合の特徴。年金生活者が職種を越えて一つの組合を形成。元労働者でない人も加入している。第二次大戦中のひどい年金システムを改善し、年金の一本化と運営の一本化をするため60年程前に組織された。組合費は、受給年金額の一律0.5%。99.5%が年金公社の天引支払われる。9~10万人が、直接組合費を納入している。

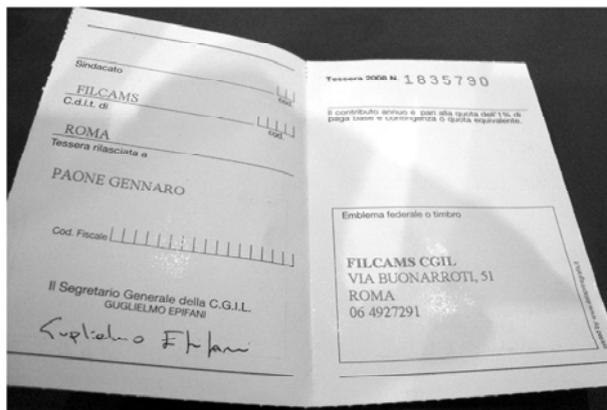
S P Iの拠点は教会の数ほどあり、CGILの拠点がS P Iだけの地域もある。地方拠点の活動の中心は、現役時代、組合活動に係わってきた人。INCAとS P Iは補完し合う関係にある。

他の組合の年金者組合とは、結成の背景の違いがあるため競争はするが、ライバル関係ではない。一緒に行政交渉などを行うこともある。年金者のために活動することは、その家族も含め、社会のための活動になると考える。

(4) 失業者を組合員に

失業者も所属していた組合や地域の組織を通してCGILに直加盟できる。組合費は本人の希望額(概ね1ユーロ)。現在組合員数は17,720人。産別の組合員ではないが、安定雇用を目指して一緒に活動する。組合員は失業保険の申請手続きや、履

歴書作成の支援、様々な情報提供、争議支援などを受けることができる。なお、就職支援は国の仕事だから、CGILとしては実施していない。



▲CGILの組合員証。毎年600万人分を発行して、全組合員に配布している。



◀INCAのキャンペーンポスター



▲労働者福祉の重要性や年金生活者の組織化について、力強い説明があった。(9/8、INCA本部会議室)

資料

Tesseramento
2008

CGIL

Iscriviti alla Cgil per una maggiore tutela
e per usufruire dei tanti servizi in più

関係資料

1. 訪問先の労働組合事情
2. フランスの失業保険制度について
3. ヨーロッパでのライフサポートの取り組みアンケートの回答一覧
4. サポート事業のための4団体合意・確認事項
5. ライフサポートの考え方
6. 地域におけるネットワーク活動の展開

訪問先の労働組合事情

<このデータは訪問団員が事前研修会で学んだ内容です>

【フランス】

1. フランスの労働組合

- (1) 労働組合運動の発生は 19 世紀前半。
 - フランス労働総同盟 (CGT) の結成は 1895 年。
 - フランス労働総同盟「労働者の力」(CGT-FO) は CGT から分裂 (戦後復興のマーシャルプランをめぐって)。
 - フランス民主労組連盟 (CFDT)。
- (2) ポイント
 - ①「市民革命」の精神—労働組合加入への完全な自由—労働組合複数主義。
これらを阻害するクローズド・ショップやユニオン・ショップ、チェックオフ制度は法的に認められていない。
 - ②現場における組合費徴収、組合費納入のスタンプを毎月貼る、数が毎月変化する。低組織率の原因。
 - ③企業内、事業所内に複数の労働組合。
 - ④社会的影響力が大きい。労働協約拡張適用制度の存在。1936 年に確立。「代表性を有する労働組合」が締結した労働協約は当該産業、地域の未組織労働者にも拡張適用される。
 - ⑤EU の中でもスト発生件数が依然として多い。とくに地下鉄、バス、航空など公共輸送、教育、医療機関など労組の勢力が比較的強い部門でストライキが実施されている。
 - ⑥1990 年代に入り冷戦構造崩壊後、各組織の共闘関係、特に EU で、また国際関係で進んでいる。3 組織とも旧 ICFTU に加盟。

2. CGT-FO (フランス労働総同盟「労働者の力」)

- ①組合員数 800,000 人 (08 年 7 月現在。フランスの総労働人口は 2,700 万人。組織率は約 8%)。
- ②加盟組織 30 産別、15,000 組合。
- ③地方組織 103 (各県に地方組織がある)。
- ④主要加盟産別の業種 ○公共サービス・保険 ○公務員 ○管理職 ○郵便・通信 ○金属
- ⑤大会 3 年に 1 回開催。
- ⑥執行委員数 33 名 (男性 29 名、女性 4 名)。

【ベルギー】

1. FGTB（ベルギー労働総同盟）

- ①組合員数 約 140 万人。
- ②地方組織 あり。
- ③主要加盟産別の業種 ○一般 ○繊維 ○金属 ○公務員 ○運輸 ○食品
- ④大会 3年に1回開催。

2. ベルギーの労働組合事情（組織率 70%。退職者も組織化している）

- (1) 起源は毛織物業などのギルドの職能別労組。
- (2) 言語、民族、政治、宗教で分断。
- (3) 労働団体
 - ベルギー・キリスト教労組連盟（CSC/ACV）（155万人）
 - ベルギー労働総同盟（FGTB/ABVV）（138万人）
 - ベルギー自由労組総連盟（CGSLB）（23万人）

【イタリア】

1. イタリアの労働組合事情（組織率 30%）

- (1) 労働組合運動の発生は 19 世紀前半。イタリアの労働運動は、政党と教会の影響を強く受けてきた。CISLとUILは、CGILの共産党路線と対立したキリスト教民主党、社会党支持者が脱退し、組織したもの。
 - イタリア労働総同盟（CGIL）の結成は 1947 年。現在は政治的には中立。
 - イタリア労組連盟（CISL）。1948 年キリスト教民主党系の活動家が CGIL を離れてキリスト教労組として結成
 - イタリア労働連盟（UIL）。1950 年に社会党系の活動家が CGIL から離れて結成。
- (2) 1990 年代に入り冷戦構造崩壊後、各組織の共闘関係、特にEU、国際関係で進んでいる。3 組織とも旧 ICFTU に加盟。
- (3) 組織化で特徴的なのは、雇用労働者が目立って増えているサービス業などの組織化は十分に進んでいないが、退職年金受給者の組合員が急激に増加した。CGILの組合員の 55%、CISLの 50%、UILの 25%は年金受給者といわれている。

(4) 年金受給者組合

- ①組合員に幅広いサービスを行うための非営利共済組合を運営。
- ②福祉政策に敏感な政治勢力。
- ③地方自治体単位で組織されており、中央政府、地方自治体当局と年次団体交渉を行い、全国で2,000以上の労働協約を締結している。

2. 基礎データ

(1) C I S L (イタリア労働組合連盟)

- ①組合員数 4,000,000人。
- ②加盟組織 20産別。
- ③地方組織 各地方に組織を置き、主要な町には事務所を設置。
- ④主要加盟産別の業種
○食品○金属○建設○エネルギー・化学○電機○演芸○情報・通信○商業・観光○金融○郵便○公務員○教職員○年金生活者○研究員○大学職員○消防士
- ⑤大会 4年に1回開催。
- ⑥執行委員 ○本部専従役員 8名。○事務局員 110名。

(2) U I L (イタリア労働連名)

- ①組合員数 2,060,000人。
- ②加盟組織 18産別。
- ③地方組織 21地方組織。地方協議会あり。
- ④主要産別の業種
○農業 ○食品 ○化学 ○エネルギー ○工業 ○金融 ○郵便 ○運輸
○医療 ○教員 ○公務員
- ⑤大会 4年に1回。
- ⑥執行委員数 役員8名。

(3) C G I L (イタリア労働総同盟)

- ①組合員数 5,604,741人(07年12月31日現在)。
*内、2,991,648人は退職者。また17,277人は失業者
- ②加盟組織 13産別。
- ③地方組織 地域レベルで20組織、郡レベルで120組織。
- ④主要加盟産別の業種
○公務 ○金属 ○建築・建設・材木 ○サービス ○農業・食品
- ⑤大会 4年に1回開催。
- ⑥執行委員数 本部役員6名 事務局 約100名。

フランスの失業保険制度について

(UNEDIC/ASSEDIC)

—このデータはフランス CGT-FO から事前学習用に送られてきたものです—

1. 概要

失業保険制度は 1958 年 12 月 31 日、社会的パートナー（労使の代表）によって社会福祉制度として設立された。この制度は、労使対等をベースに労使で運営されており、労使の団体交渉で結ばれた協定を基に、政府が承認したもの。すべての民間企業に適用される。

2. 労使は社会的パートナー

労働組合側（CGT-FO、CFDT、CFTC、CFE、CGT）と経営者団体（CGPME、MEDEF、UPA）とが全国レベル（中央団体＝NC）および職能レベル（業界団体＝産別）で労使協定を結び、「失業保険制度規則」が決定される。「失業保険制度規則」の内容・・・標準規則と議定書及びその実施協定。ASSEDIC/UNEDIC の会長任期は 2 年。労使から交互に選出される。

3. 制度の 2 つの特徴

<失業給付支払制度の特徴は、2 つの制度からなること>

1 つは、失業保険料を支払った労働者に対する「失業保険制度」（ASSEDIC/UNEDIC）。もう 1 つは「連帯制度」である。

4. ASSEDIC と UNEDIC

(1) ASSEDIC とは、失業者（求職中も含む）への失業給付金の支払などを行う組織（失業保険事務所）。フランス全土にあり、地方において失業者の登録を行い、求職者をフォローアップし、給付金を支払う。また保険料の徴収を行う。さらに ASSEDIC は地方における雇用市場を調査し、失業者に見合った適切な対策を提案する。

(2) UNEDIC は、ASSEDIC の統括組織。労使（社会的パートナー）で決定された失業給付金規則の実施・調整を行う。さらに全求職者の平等な処遇の確保、雇用と失業データの分析、制度の財政的運営を行う。

5. 労働者救済に力を発揮する「連帯制度」

失業保険制度が適用されない場合や適用が中止された場合、要するに失業保険料を支払えない労働者を救済する制度。失業保険事務所（ASSEDIC）が運営し、1984 年からスタート。国によって全額援助される。

6. 制度の各機関とその役割

- ①UNEDIC/ASSEDIC …………… 給付金の支払い、求職支援、「求職個別計画」実施の監視
- ②ANPE …………… 「個別求職計画」実施の監視、職業紹介
- ③DDTEFP …………… 求職活動の監視とチェック

- ④AFPA …………… 職業訓練

7. 失業保険制度の4つの目的

- ①労使からの保険料の徴収
- ②求職者の登録
- ③給付金の支払い
- ④再雇用への援助

8. 就職支援について

＜失業者に対する再雇用支援＞

- ①すべての求職者は登録され、個々の条件や地域の雇用市場情勢（UNEDICの年次調査による）に基づきアドバイスされる。
- ②診断段階を経て、ASSEDICとANPEは、求職者の個別指導（いくつかの支援法を活用）を行い、再雇用の手助けを行う。求職者のサポートに関わるすべての機関は、求職者の情報を有できる。

9. ASSEDICの役割について

- ①ASSEDICは地域において、求職者にスキルアップのための職業訓練コースを提案するとともにそれにかかる交通費や宿泊費、食事代など財政的に援助する。
- ②専門的労働者を支援……………6歳以上の専門的な労働者には賃金の上乗せすることもある。
- ③企業の設立や再スタートの支援……………給付金を一括して支払うこともある。
- ④50歳以上の求職者支援……………求職者が地理的移動が必要な場合、移動分の費用を増額する。
- ⑤経営者に雇用を促すための財政的支援。

10. ASSEDICによって支払われる給付金の種類

「失業保険制度」に対して

- ①仕事への復帰支援給付金
- ②特別再訓練給付金

「連帯制度」に対して

- ①一時金的待機手当
- ②特別連帯手当
- ③退職相当手当

国の「早期退職制度」に対して

- ①特別（余剰）早期会食給付金

11. 保険料の支払い

（1）保険料率は支払い費用に基づいて労使で決められる。

- ①全保険料……………6.40%
- ②使用者側負担……………4.00%

③労働者側負担…………… 2.40%

(2) 保険料には最高限度額があり、最低賃金の8.5倍に相当する賃金から免除される額を超えることはできない。

12. 資格条件について

- ①最低6ヶ月間の働いていること。
- ②例外。労働期間が91日間以内の場合、最後の仕事、もしくはその前の仕事を自己都合退職していないこと。
- ③健康であること。疾病者は社会保障で救済。
- ④求職者（訓練中の者）として登録されていること。
- ⑤求職活動をしていること。
- ⑥60歳未満であること。

13. 保険給付金の2つのタイプ

- ①前の賃金をベースにした手当。
- ②財政的理由による解雇の場合の規定……………「求職個別計画」での再訓練手当。

14. 「求職個別計画」(PPAE) とは

「計画」は、求職者とANPEとの徹底した面談に基づいてつくられ、以下がANPEから明示される。

- ①求職者の資格と能力に見合った仕事、関係産業の標準賃金、求職地域の明示。
- ②再訓練を望む仕事の明示。
- ③職場訓練を重視しながら、「計画」に明示された仕事を確実にする訓練の明示。



▲パリ ASSEDIC 事務所正面入り口 (9/3、パリ市12区)

ヨーロッパ各国におけるライフサポートについてのアンケート調査の報告

調査期間 2007年12月～2008年2月

国名	NC組織名	1. ライフサポートセンターの活動内容	2. ライフサポートセンターの活動拠点	3. 体制について	4. 他団体とのネットワークについて	5. 国や自治体からの委託事業の内容	6. 課題(①人の確保②運営資金③物の確保)などについて
イタリア	①イタリア労働総同盟 (UIL)	①生活相談 ②各種セミナーや講座の開設	独立した事務所	①専従を配置 (地域によって人数は異なる) ②組合役員が兼務	①ある	①税務関係の援助 ②年金受給者や退職者への援助 ③訓練施設 ④労働者や組合員へのその他の援助	①について ・組合費による支払 ・税務関係の援助や年金関係の援助に対する国からの援助資金 ・組合員ではない労働者はそれらのサービスに対して少々の支払を行っている。 ・UIL 組合員は全く支払わなくてよい
	②イタリア労働組合連盟 (CISL)	①生活相談 ②職業紹介 ③その他 CISL はライフサポートセンターは持たないが、CISL が推進している専門組織 (INAS、CAAF) は法律、税、労働、雇用、年金などの相談を行っている。	①組合事務所 ②独立した事務所 ③その他 様々な団体が同じ場所に拠点を持つ場合がある。CISL の地方組織の場合にはしばしばである。地方組織は全国に組織されている。	①専従を配置 (全体で 100 名以上) ②組合役員が兼務 ③その他	①ある	①職業訓練 ②税の相談 ③法律相談 ④労働相談など	①について ・先に述べた全国組織は、公的な資金を受けている。それらは公的なサービスを提供しているからである。 ・資金提供は、CISL と政府や自治体との交渉結果である。
オーストリア	③オーストリア労働総同盟 (OGB)	労働組合組織内部で直接行っている。 ①生活相談 ②各種セミナーや講座の開設	①組合事務所	①専従を配置 (ウィーンの OGB 本部に平均して 4～5 名配置) ②その他 相談員、カウンセラーなど専門家(パート)	①ある OGB は労働会議所 (AK)、職業訓練所 (BFI)、公共職業紹介所 (AMS) を包摂するネットワークに組み込まれている。	国や自治体からの委託事業は一般的には受けていないが、若年者の職業訓練を自治体の援助で運営している。	①ライフサポートセンターの専従者はすべて専従組合職員。カウンセラーや訓練員はすべてパート。 ②主として OGB の組合費で賄っている。一定の地域 (例えばチェコ語圏やハンガリー語圏での法律相談や一部のセミナー) は EU から一部資金援助を受けている。
ベルギー	④ベルギー労働総同盟 (FGTB)	①生活相談 ②各種セミナーや講座の開設 ③その他	①組合事務所 ②独立した事務所 (直接労働組合に関係している)	①専従を配置 (労働組合出身の専門家)	①ある	①失業手当の支給 ②政府は FGTB 加盟組合員の失業者の手当を支給するために FGTB に予算を移転する。政府はまたその運営費の一定額も負担する。	①スタッフは労働組合の職員。FGTB が提供するサービス機関の一部となっている。 ②資金は FGTB の一般予算から支出
	⑤ベルギー・キリスト教労組連盟 (CSC)	①生活相談 ②職業紹介 ③その他 (法律、税、労働、雇用、年金などの相談を行っている。さらに能力開発や教育訓練、加えて高齢失業者の職場復帰のための動機付け、キャリア相談などを行っている)	①組合事務所	①専従を配置 (事務所によって人数は異なる)	①ある (法律家、NGO との協力。失業者やキャリア相談に対する支援を行っているその他の団体との協力)	①キャリア相談 ②失業者の訓練 ③高齢失業者の職場復帰	①労働契約を結んで採用 ②組合費及び政府からの補助金

国名	NC組織名	1. ライフサポートセンターの活動内容	2. ライフサポートセンターの活動拠点	3. 体制について	4. 他団体とのネットワークについて	5. 国や自治体からの委託事業の内容	6. 課題(①人の確保②運営資金③物の確保)などについて	
フランス	⑥フランス労働総同盟「労働者の力」(CGT-FO)	<p>・CGT-FO は困難に遭遇している労働者のための便宜を図るために数多くの活動を行っている。これらの支援活動は、CGT-FO によって直接に、もしくは労働組合と経済団体が同数で参加する団体の枠内で組織されている。</p> <p>①生活支援</p> <p>・労働組合と経済団体が結びいている共同活動団体のいくつかは、一時的な困難に遭遇している労働者の便宜を図るために「社会的行動」という名称の連帯資金を運営している。これらの活動は、一般的に資金的援助という形態をとっている。</p>	<p>②失業保険制度の運営</p> <p>・CGT-FO と他の社会的パートナー(労使団体)は、失業した労働者に失業手当を支払うことを目的とするフランス失業保険制度を運営している。</p> <p>③法律相談</p> <p>・CGT-FO 自体は地域レベルと産業別レベルで加盟組合員に援助サービス、相談活動を行っている。これらの活動にはとりわけ契約に関連する紛争や消費者法に関連する問題に関連する法律相談が含まれている。</p>	<p>①組合事務所</p> <p>②独立した事務所</p> <p>③公共機関(注)</p> <p>・労働組合と経済団体が結びついている共同活動団体は、独立した事務所を使っている。</p> <p>・CGT-FO が組合員に提供する援助はCGT-FO の地域事務所もしくは産別地域事務所を拠点としている。</p> <p>・留意していただきたいのは、CGT-FO はいくつかの公的機関、特に公共職業紹介機関や地方包摂委員会とも関係している。</p>	<p>①専従を配置</p> <p>②組合役員兼務(注)</p> <p>・援助は、サービス活動を運営している団体の従業員及びFO がパートナーもしくは加盟している団体の従業員。</p> <p>・FO 本部が派遣する労働組合幹部。</p> <p>・自由な時間にFO 本部が指名する活動家。人数は事務所によって異なる。</p>	<p>①労働組合と経済団体が共同で行っているかなりの数の団体が存在する。</p> <p>②FO と他の団体がパートナーシップ協定を結んで機能している団体がかなり存在する。</p>	<p>委託事業は実際上、ない。</p> <p>・しかし原則的に我々の活動は、公的機関が提供する活動を補完する活動であり、国と協力して行われている。</p> <p>・これらの活動は、そのほとんどを従業員と求職者を目的としている。</p> <p>・社会から疎外された人々を対象とする社会的活動は、収入のほとんどない、もしくは全くない人々への手当の支給に責任を持つ公的機関によって行われる。</p>	<p>①地域事務所や産別地域事務所や産別地域事務所を提供する労働組合活動家を探すのが困難な点である。</p> <p>活動のための自由な時間の確保が難しく、職場を離れられる時間も限られている。</p> <p>②活動家も活動に見合う報酬を得られない。</p>
	⑦フランス労働総同盟(CGT)	<p><フランスにおける労働者福祉運動の取り組み></p> <p>社会的分野では、労働組合は直接的な係り合いを持たないが、50人以上の従業員の同意により、使用者が資金を提供するが選出された代表的機関である労使協議会が存在する。このような労使協議会は従業員に代わって社会活動を行う。これらの中には職員食堂への部分的な資金提供、従業員やその子弟への休暇一時金、クリスマス・ギフト、出産手当、図書施設などが含まれている。</p> <p>さらに非営利相互保険企業が設立されており、労福協使双方が資金を提供しており、疾病時に医療・歯科・眼治療に対して従業員に高い支給を行っている。</p> <p>CGT は経営者と過去にも、また現在でも問題を抱えている労働者に個別の援助を提供している。CGT の地方組織では、定期的このような援助について時間を割いて提供している。地方労働裁判所への提訴の場合もあるし、使用者との関わりで労働者を支援するために相談員を紹介することもある。地方労働裁判所への提訴の場合には、労働者は相談員から援助を受ける。この援助は無料で与えられる場合があるが、加盟費を支払っているかどうかで変わる。結果が労働者に有利に出された場合には、この援助に対する支払いとして受け取る利益の10%を寄贈する場合がある。</p> <p>失業している労働者の場合には、労働者は組合員として残るが、その加盟費は低く設定されている。失業労働者は訓練・再訓練へアクセスできるし、その費用は共同運営基金を通じて国、自治体、使用者によって負担されている。このような失業労働者の訓練・再訓練は、労使協議会の協議により企業によって直接行われることもある。</p> <p>消費者援助の分野では、CGT は組織の中にINDECOSA という名称の団体を持っている。加盟費を払っているすべての組合員は、この団体から援助を受ける資格を有する。</p>						
ノルウェー	⑧ノルウェー労働総同盟(LO)	<p>12月21日付けの書簡への回答として、雇用と賃金という私どもの主要目標を超えた個々の労働者の福祉に直接関連する活動を行っているかについてほとんど申し上げることができません。これに最も近いこととしては、多分、私どもの加盟組織の個々の組合員に代わって個別紛争に関連する法律相談があります。これらの件ではまず加盟組織の方から問題が提起されなければなりません。</p> <p>一般的に言って、北欧諸国の労働者福祉は、公務および公的補助制度によってカバーされています。ノルウェーにおける最も重要な社会的取り決めを同封します。これに加えて、福祉制度の改善は労働組合の政策活動の最優先課題であったことを申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">2008年1月4日ノルウェー労働組合総同盟 会長 ロアル・フローテン</p>						

国名	NC組織名	1. ライフサポートセンターの活動内容	2. ライフサポートセンターの活動拠点	3. 体制について	4. 他団体とのネットワークについて	5. 国や自治体からの委託事業の内容	6. 課題(①人の確保②運営資金③物の確保)などについて
スイス	⑨スイス労働総同盟 (SGB・USS)	①生活相談 (法律、年金、税の相談) ②職業紹介 (職業訓練、技能開発、失業保険すなわち国による手当の支給、求職アドバイス) ③各種セミナーや講座の開設	①組合事務所 ②その他 ・ movento (職業訓練のためのスイスの労働組合施設) ・ SAH-OSEO (スイス労働支援：失業のためのプログラム) ・ ECAP との共同事業 (イタリア CGIL の職業訓練施設) ・ 加盟組織の中には、たとえば最大の加盟組織である民間部門・建設・工業・サービス労組は失業者に手当を支給する政府援助機関となった失業施設を有している。	①専従を配置 (事務所のスタッフは労働組合の専従者) ②その他 (movento、ECAP、SAH はそれぞれ独自職員)	①NGO ②政府 ③自治体 ④イタリア CGIL)	①職業紹介 (自治体の委託事業) ②失業者へのサービス (政府の委託事業) ③職業訓練 (自治体と政府の委託事業：外国人への語学教育)	①失業者へのサービスはスイスの失業率に左右される。低い時には専従者は置かない。高い時には多くを採用しなければならない。 ②加盟組合は組合費より資金を受けている。 ・ 政府からも失業者へのサービス、語学教育、職業紹介活動などで援助を受けている。 ・ 他の機関は SGB、加盟組織、他の機関、政府、自治体、個人の寄付などから資金を得ている。
フィンランド	⑩フィンランド労働組合中央組織 (SAK)	< 取り組んでいない >					
	⑪フィンランド俸給従業員同盟 (STTK)	①生活相談 ②各種セミナーや講座の開設	①組合事務所 ②公共施設	①その他	①ある	①ほとんどの活動は雇用問題に集中している。 ②STTK は失業中の組合員に対する教育を行っている。 ③日本のライフサポートセンターと同様にこれらの活動のほとんどは、フィンランドでは公共機関によって組織されている。	①この活動のみの専従職員はいないと考える。STTK がこのような活動を行う場合は、他の活動と一緒ないしは他の活動によって行われる。 ②様々なプロジェクトに様々な資金源から資金を得るのは可能である。政府は様々なプロジェクトに支援を行っている。資金源にはその他としてEUグローバル化対策基金、フィンランド労働環境基金、教育基金などがあり、これらの活動や労働者に支援を行っている。
スウェーデン	⑫スウェーデン全国労働組合連盟 (LO)	<p>労働者福祉活動に関してスウェーデンLO国際局に送られました質問表について申し上げます。</p> <p>ご承知の通り、スウェーデンLOは労働組合の総連合体であり、質問表に述べられている分野での直接的な活動を行っておりません。スウェーデンでは福祉国家として政府がこのような問題に責任を持ち、労働者の「社会的権利」は法律により、また政治的に決定されています。LOの主要な活動は労働者の権利に関する限り、職場環境、賃金、労働時間、その他の労働条件のような職場の条件に関する問題であります。これらの権利は労使団体間の団体協約で決定されます。</p> <p>申し訳ありませんが、皆様の質問は回答不可能であり、従いましてお答えすることができません。</p> <p style="text-align: right;">スウェーデンLO国際局長 マウド・ヤンソン(Maud Jansson)</p>					

国名	NC組織名	1. ライフサポートセンターの活動内容	2. ライフサポートセンターの活動拠点	3. 体制について	4. 他団体とのネットワークについて	5. 国や自治体からの委託事業の内容	6. 課題(①人の確保②運営資金③物の確保)などについて
デンマーク	⑬デンマーク公務員・俸給従業員連盟 (FTF)	①生活相談 ②職業紹介 ③各種セミナーや講座の開設	①組合事務所	①専従を配置 (1カ所平均で20名)	①ある	①失業対策 ②社会福祉 ③年金	①専従者や相談員などほとんどの活動家は組合によって支払を受けている。失業給付金は政府から補助金を得ている。 ②ほとんど組合費
	⑭デンマーク労働総同盟 (LO)	<取り組んでいない>					
ドイツ	⑮ドイツ労働総同盟 (DGB)	<取り組んでいない>					

労福協欧州調査に当たって

* 基本的な考え方

(1) 労働組合の成り立ちの歴史的な違いを念頭に置くこと。

欧州において労働組合は、基本的には失業に対する相互扶助制度から始まった。従って現在でも雇用保険（失業保険）の事務処理などに対する労働組合の関わり方が強い。日本ではすべてが厚生労働省の管轄である。

(2) 欧州と日本の労働組合の組織的・機構的な違いを念頭におくこと。

欧州では地域的な違いがある。例えば南欧では地域組織が主体的・自律的な組織として産別組織とともにナショナルセンターを形成しているが、ナショナルセンターの機能は統制的・強制的ではない。一方、ドイツを含む北部の欧州では産別組織を中心としながらナショナルセンターの機能が強く、かつ統制的である。

(3) 欧州と日本の労働組合の社会的な地位ないしは認知度も念頭に置く必要がある。

欧州では労働組合は長い歴史を持ち、雇用保険に対する関わりなど、また労働組合が組織した、ないしは労働組合が強力にバックアップした政党が多く、多くの国で政権を取ってきた歴史を持つ故に、労働者および労働現場における認知度もしくは信頼性が高く、労働組合を身近な存在として感じている。一方、日本では企業別、産別、ナショナルセンターにおいても労働組合は要求団体の位置付けのみの傾向が強い。労働組合ではなく、会社員の要求団体という位置付けである。社会的な認知度や信頼性が低い。春闘時のみ何か行っている団体というイメージが一般的ではないか。

(4) 欧州では労働組合は労働者が長い闘いと歴史の中で労働者が自ら作ってきたという認識がある。

従って外部からの介入を排除する気持ちは強く、労働組合の自由や独立性を強く主張し、労働組合の運営も自らの理念と組織と資金で行う傾向が強い。政府ないしEUから補助金を受ける場合でもその補助金の運営は自ら行うのが当然と考え、補助金の使い方に対して独自性を主張する。使い方や人的に介入がある場合には補助金を拒否する傾向が強い。

* 上記は、2008年7月29日に行った訪問団員の事前研修にあたり、連合ヨーロッパ事務所の初代所長として活躍された藤本勝夫氏(元連合総合国際局長)が、欧州の各国ナショナルセンターを視察する上で、重要な視点についてアドバイスしたものです。

勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための 4 団体（連合、中央労福協、労金協会、全労済）合意・確認事項

連合、中央労福協、労金協会、全労済の 4 団体は、人口の減少・高齢化等をはじめとした社会構造の急激な変化のなかにあつて、勤労者の暮らしに関する不安を解消し「ゆとり・豊かさ」を迫及することができる「共同の活動（事業）」のあり方について検討してきた。その結果、それぞれの団体・組織が「創業の初心」に立ち返り、自らの役割と責任への決意を新たにするとともに、労働組合・労働者福祉事業団体、ならびに目的を同じくする NPO 諸団体等が協力し「勤労者の暮らし全般にかかわる支援（サポート）事業（活動）の具体化」の必要性について認識を共有した。その内容は、連合が第 9 回大会に提案する「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」にある地域協議会をネットワークの中心に据えた「ライフサポートセンター（仮称）」の設置による勤労者の生活相談や支援のための拠点作りと共通するものである。

上記により連合・中央労福協・労金協会・全労済は下記の内容について合意するとともに、その具体化に向けて真摯に取り組みを進めることを確認した。

記

- 1、連合・中央労福協・労金協会・全労済は、目的を同じくする NPO 諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービス（総合生活支援・サービス体制）の実現に向けた共同の体制作りを進める。
- 2、上記 1 を受けて、各都道府県においても可能な限り速やかに連合・労福協・労働金庫・全労済を中心とした、具体化のための検討の場を設置し、取り組みを進めていく。
- 3、連合・中央労福協・労金協会・全労済は中央における共同の体制作りと全体的な取り組みを促進させるため、今後も引き続き協議・推進体制を維持するとともに、連合本部にそのための事務局を置き担当者を配置する。この場合、必要に応じて関係する NPO 諸団体等の代表も会の構成員とする。

2005年8月25日

日本労働組合総連合会

労働者福祉中央協議会

全国労働金庫協会

全国労働者共済生活協同組合連合会

地域におけるネットワーク活動の展開 ～ ワンストップサービスの具体化に向けて ～

目標：労働組合と労福協・事業団体との連携による地域の支え合い基盤の確立

方針：ワンストップサービスの具体化に向けた地域ネットワークの形成

ネットの強化

1. 地域の現状

- 失業・不安定雇用の拡大と社会保障制度の危機
 - ・企業の総額人件費削減→パート・派遣・契約労働者など不安定 の増大→労働組合組織率の低下(2004年推定組織率19.2%)
 - ・フリーター、ニートの増加→社会保険未加入、未納の増大→社会保険の空洞化
 - ・正規従業員不足→長時間労働、過労・ストレス増加
- 少子・高齢化の一層の進行
 - ・子育て支援、介護システムの遅れ
 - ・女性労働者、パート等労働者の増加→組織化の遅れ
 - ・人口減少、高齢者人口の急増→労働力減少
- 家族の支え・企業福祉・公共事業の限界
 - ・少子化、核家族化→高齢家族、単身化
 - ・地域コミュニティの崩壊
 - ・日本型雇用システムの変化→企業内福祉の抑制

3. 今後の各団体の重点課題

- (1) 連合 一組織率20%未満の危機突破→労働運動の再生・活性化
 - 労働運動、労働者福祉運動の再結集をはかり、ネットワーク化での総力戦で挑戦。(連合、労福協、労金、労済、志を同じくするNPO 等)
 - 「地域社会に貢献する連合運動」をめざし、地協の再編と専従者配置による取り組み推進。
- (2) 労福協
 - 事業団体、労働団体、NPO、ボランティア等とのネットワーク化の推進
 - 福祉なんでも相談活動の全国展開
 - 退職者・高齢者との連携・支援、団塊世代の地域活動参加への支援
 - 現在進めている各取り組みの一層の強化・拡充
- (3) 労働金庫
 - 連合、福祉事業団体、NPO等との連携を強め、勤労者ネットワーク網を構築。
 - 新規加入会員の拡大、若年・女性、組合に組織されていない一般勤労者との取引促進。
 - 生涯取引を強化するため、団塊世代の「友の会」への加入促進と離・退職者の継続取引のための受け皿組織の構築、「友の会」と地域互助会を包含したクラブ組織(仮称・グッドマネークラブ)の検討開始。
 - 研修会、学習会、相談会、多重債務防止に向けた消費者教育の展開など、生活応援運動の強化・推進。
- (4) 全労済
 - 「生活保障設計運動」の展開で組合員と接点を密接にしリタイア後も見据えた「生涯生活保障設計運動」の実践で生涯組合員の実現。
 - 高齢者向け商品開発や介護サービス事業を通じ、リタイア後の継続利用。

4. ネットワーク化への展望に向け

- 連合、労福協、労働金庫、全労済などによる連携(ネットワーク化)を強化することで、多様な活動と地域における安心システムの構築に貢献することを目指す。
 - このため、連合が「地方連合会・地域協議会改革の具体的実施計画」(第9回大会議案)で示す全国100のモデル「地域協議会」(地協)をこのネットワークの中心的拠点とする。
 - 連合・地協と各団体とによる共同事業(活動)を運営する「ライフサポートセンター」(仮称)等を設け、一元的な相談対応と各種生活に係る支援を行う。
《各団体の取り組み効果》
- 【連合】
- 地域住民たる組合員はじめ未組織労働者、市民へのアプローチ拡大
 - 地域に顔の見える存在アピール
- 【労福協】
- 生涯生活や相談事を総合的に支え、不安や悩みを応えるには、労福協だけでなく、財源、人材の確保の点からも幅広い連携が有益。
- 【労働金庫】
- 若年・女性・中小企業・非典型勤労者との取引拡大(個人加盟も可能な「地域ユニオン」との取引拡大)
 - 離・退職者との取引継続。
 - NPO、市民団体との地域横断的なネット網の構築による広範な相談・サポート支援体制の強化。
 - 勤労者福祉運動強化に向けた新たな運動展開と人的資源の活用。
 - 地域オピニオンリーダーの養成。
- 【全労済】
- 地域組合員への接点拡大による生活利用者の拡大

2. 連合・労福協・労働金庫・全労済の取り組み

一地域の支え合いによるコミュニティの形成一

- 【連合】
- 組織拡大＝組合づくり・アクションプラン21の実践
 - 税・社会保障制度の抜本改革の取り組み
 - 「地域福祉」を自ら担う自主福祉活動の取り組み
 - 雇用・就労形態間、男女間等の均等待遇の取り組み(運動の力点)
 - 中小労働者とパート・契約・派遣労働者対策
 - 地域に根ざした顔の見える運動の構築
- 【労福協】
- (重点政策課題)
- 中小企業勤労者福祉サービスセンターの充実・再生
 - 介護サポート
 - ファミリーサポート・子育て支援
 - 退職者・高齢者との連携・支援
 - ライフセミナー・生活応援運動
- (その他の主な取り組み)
- 福祉なんでも相談活動●就業支援・無料職業紹介
 - 介護相談・体験介護教室・ホームヘルパー養成講座等

- 【労働金庫】
- 「友の会」を通じた退職者との取引継続、「互助会」を通じた一般勤労者との取引拡大。
 - ローンセンター、FB・IBなど取引チャネルの拡充、HPの充実、マス広告の展開。
 - 労金運動をリードするニュー・オピニオン・リーダーの養成にむけた職場推進機構の活性化と中央講師団の活用。組合機関紙を通じた広報と宣伝。
 - 「生活応援運動」の展開。
⇒非自発的離職者、収入減少者の支援＝勤労者セイフティネットの強化。
⇒多重債務の未然防止のための消費者教育・金銭教育の実施。
⇒多重債務者の救済・更正に向けた相談業務の強化。

- 【全労済】
- ライフプラン設計へのサポート：生活保障設計運動の展開による組合員の保障計画・資金計画へのサポート、アドバイザー・窓口要員の個別相談
 - 高齢者への対応「全労済在宅介護サービスセンター」による居宅介護事業支援、ホームヘルプサービス(訪問介護)事業、デイサービス(通所介護)事業および訪問入浴事業

5. 連合・中央労福協・労金協会・全労済の合意(案)

1. 連合・中央労福協・労金協会・全労済は、目的を同じくするNPO諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点とするワンストップサービス(総合生活支援・サービス体制)の実現に向けた共同の体制作りを進める。
2. 上記1を受けて、都道府県においても可能な限り速やかに連合・労福協・労働金庫・全労済を中心とした、具体化のための検討の場を設置し、取り組みを進めていく。
3. 連合・中央労福協・労金協会・全労済は中央における共同の体制作りと全体的な取り組みを進めるため、今後も引き続き協議・推進体制を維持するとともに、連合本部にそのための事務局を置き、担当者を配置する。この場合、必要に応じて関係するNPO諸団体等の代表も会の構成員とする。

ライフサポートセンター開設・協議進捗状況(概略)

	都道府県	四者協議	主管事務局	協議参加事業団等	センター設立	サービス提供地域	提供サービス	提携ネット	備考(課題・問題点)
北部	北海道	終了	労福協	住宅生協・医療生協	2008年10月開設	札幌、函館、帯広			ヒト、モノ、カネの対応・財政問題・道内全域をカバーすることが困難・センターの数・相談内容等
	青森	協議中			2009年3月	東青地区			現実的主体団体が未確認・連合地協を中心にする活動が可能か・現行相談ダイヤルの充実強化が可能か
	岩手	終了	労福協	信用生協	2008/4/30開設		労働・法律・子育て・年金・健康・多重債務等各種相談	弁護士・労働相談員・介護士・ライフプランナー等	人・物・金の負担のあり方
	宮城	終了	労福協		08年7月8日設立総会				人・物・金の対応
	秋田	協議中	労福協	住宅生協・労働会館	08年12月16日開設予定				
東部	山形	協議中	労福協	住宅生協・労信協	未定	※公益法人取得優先			労福協法人化・財政基盤・参加団体の確保・他団体との提携・専門分野の人材確保・連合との提携
	福島	協議中	連合		2009年4月				
	茨城	協議中	連合		未定		調整中		サービスメニュー・活動体制・予算・新たな費用負担や人材が困難・既存の枠組みの中での取り組みが困難
	栃木	終了	労福協		2007年4月開設	本部1 地域支部6(順次)	相談(子育て・教育・住・食・生活・金融・法律・消費生活・介護・福祉・健康・医療)職場の悩み・組合づくり・失業者・離職者支援・街づくり・余暇・ボランティア	弁護士・生協・その他の事業団体・行政等	NPO法人取得の対応、規約作成、財政対策(立上げ・ランニングコスト等)
	群馬	協議中	労福協	群馬トラベルセンター	未定		クレサラ学習会・税務法律相談・メンタルヘルスセミナー・退職準備セミナー・確定申告学習会・可処分所得向上運動等		
	埼玉	終了	連合		07/6/16、08/5/7	東部(久喜市) 西部(川越)	生きがい・子育て・金融・法律・消費生活等の各種相談		運営分担金一ヶ所100万円(労福協負担)
	千葉	終了	連合	生協連	2008/7/1(6/28発足総会)	県全域	くらし何でも相談(ステップあり)	弁護士・司法書士・税理士・行政書士・いのちの電話 多重債務問題研究会・地域創造ネットワークちば	当初FAXで受付して、相談状況をみながら事業内容を拡大する。
	東京	協議中	労福協	生協連	東京ライフサポートネットワークの構築を含め検討中				過密人口・地域労福協未整備・膨大な会員・各団体の認識に問題
	神奈川	終了			2006年8月開設	県全域	相談(法律・税金・労働・就労・子育て・年金・介護・多重債務・消費契約・住・メンタルヘルス・生活設計・借入運用・共済・冠婚葬祭・講師派遣等)	弁護士・司法書士・税理士・自治体・生協等	提携先の確保・規定時間外の相談・相談者のレベルアップ・メニュー以外の相談・マニュアル必要
	新潟	終了	労福協	(総合生協)	2007年11月1日開設	県内8ヶ所目標	生活相談(法律・金融・福祉)	弁護士・労組・新潟NPO協会	財政の確保・人材の確保・監督機関の指導・規制
	長野	終了			2006年5月開設	県下全域 (今後4地区予定)	相談(法律・税金・子育て・労働・就職等)	顧問弁護士・社労士・税理士・司法書士・就職支援機構等	相談マニュアル・手引書が必要・連合地協との意思疎通・担当者不在時(出張・休日)の対応
山梨	終了	連合		2007年6月4日開設		法律・心のケア・FP・税務相談		設置場所・相談員確保・専門相談員の委託・企業や行政やNPOとの連携・分担金	
静岡	終了			2006年9月開設	県全域	相談(介護・子育て・家庭問題・労働・法律・クレサラ・生きがい作り・就職等)	弁護士事務所・静岡大学法科大学院弁護士会・司法書士会・生協連・労使就職支援機構・日本産業カウンセラー協会・緊急サポートネットワーク・社協・借地借家人組合・行政・NPO	組織内外への告知活動(広範なサービス項目の告知活動に対するコスト意識)	
中部	富山	終了	連合		2007年8月22日開設	富山・高岡・新川			
	石川	終了			2001年11月開設	県全域9カ所	福祉なんでも相談・緊急サポートネットワーク		行事のマンネリ化・参加者の固定化・役員は無報酬
	福井	終了	労福協		2007年8月6日開設		労働問題・多重債務・保険問題		自治体補助金の確認
	愛知	終了	連合・労福協	住宅生協	2007年8月	県内5地区	※正式発足(一部地区実施中)		各地区の提供メニューの統一化・告知活動
	岐阜	協議中	労福協		未定				地協エリアと労福協エリアの整理・事務所の設置場所・財政構築・専従体制(対応者)
	三重	終了			2006年9月開設	三河・津・伊賀 3地区	相談(労働・税務・年金・金融・共済・住宅・介護・子育て等)	弁護士・税理士・市民ネットワーク(子育て・介護)	財政問題(継続運営経費)・専門化との連携や協定・事業団が本腰を入れられる環境づくり
	滋賀	協議中	労福協		未定		高齢者家庭サポート事業・多重債務相談		
	奈良	協議中	連合		2008年秋	奈良市			
	京都	協議中		五者懇(全労連)	2008年度内				
	大阪	終了	連合	社会保険労務士会	2008年1月15日開設	大阪中央・北河内・大阪南	相談(労働・暮らし・生活・福祉・保障・税務等)	税理士・社会保険労務士・NPO	住居喪失不安定就労者支援センター事業受託
和歌山	未協議			次年度の検討課題					
西部	兵庫	終了			2007年2月開設	西播磨地区	生活相談	県の委託事業関係者・労組OB	
	島根	終了	労福協		2008/6/23開設				連合との調整・地区労福協との協議
	鳥取	終了	連合		2007年10月29日開設		相談(子育て・介護・健康)・FaX・メール相談	弁護士・労働相談員・ライフプランナー・介護士	事務所費や人件費等ランニングコストの負担先
	岡山	協議中	連合		未定				四団体以外へのネットワークの拡大、
	広島	協議中	連合		未定	福山市	相談(労働・金融・保険・福祉)		初期・運転資金・人材・勤労者向けか一般向けか・効果的PR・行政、自治体の支援・NPOやボランティアの参加要請
	山口	終了			2005年4月開設	本部・下関C ・周南C開設	相談(生活・福祉・労働)、無料職業紹介所		財政の長期展望
	徳島	終了			2006年12月開設	県西部地区	相談(法律・仕事)、ジョブ徳島無料職業紹介所、セミナー・講座の開催、地域貢献活動等、	弁護士事務所	
	香川	終了			2006年12月開設	香川県西部	相談(法律・労働・子育て・介護等)	税理士・弁護士	
	愛媛	協議中	連合		未定				実施主体をどこが担うのか
高知	協議中			未定				事業の継続を鑑み長期的視点での設置場所や財政のあり方	
南部	福岡	終了	連合		2008年7月1日開設	県全域	相談(法律・福祉・消費生活・労働・シニアライフ支援・外国人支援・生活設計)	弁護士・NPO団体・行政・生協連等	本部センター開設の是非・財政問題・生協の福祉電話の活用可否・労福協引カードの一般利用可否
	佐賀	協議中	労福協	住宅生協	09年2月目途				連合と労福協の役割分担・既実施事業の精査検証
	長崎	終了	連合		2008年7月開設	佐世保市			資金・人材・運営体制
	熊本	協議中	労福協	旅行会・秋津クリニック	09年2月目途				
	大分	終了	連合	県民共済会・医療生協	2007年11月29日開設	大分地区(別府地区も予定)	労働・生活・福祉・生きがい相談	法テラス・連合・生協連・医療生協等	NPO法人大分県消費者問題ネットワーク開設、財政
	宮崎	協議中			09年2月目途				
	鹿児島	終了	労福協		2008年8/23開設	鹿児島市・北薩・大隅の3地区	雇用・金融・共済・介護・住宅・法律・税金・子育て・ボランティア等(新たなネットワーク構築)	NPO・行政・専門家との協定予定	事務所内の政治ポスター掲示問題
沖縄	終了			2006年11月開設	中部地区	相談(生活・子育て・介護・法律・メンタルヘルス・住宅・労働)	司法書士会・産業カウンセラー協会・NPO介護と福祉の調査機関おきなわ・NPO子どもリソースおきなわ		

※サービスセンターを立ち上げた場合に協議は「終了」と記載しています。

※下線部については、ブロック幹事会等の報告をもとに中央労福協にて修正。



▲アントワープ支部長からメーデーで使った帽子と旗を贈られた。「日本のメーデーでFGTBの旗を是非掲げて」と支部長はこやかに話した。
(9/5、ベルギー・アントワープ市。後列左はエルバーFGTB-ABVV副会長、後列左から5人目がシュコエテルスFGTBアントワープ支部長)